

(案)

今治市有機農業振興計画

(第2期)



平成28年 月

今 治 市
今治市有機農業推進協議会

作った人が誇りを持てる！それが農業のあるべき姿だ！

第1章 有機農業振興計画（第2期）の策定にあたって	(1)
1 有機農業振興計画策定の趣旨	(1)
2 有機農業振興計画の役割	(1)
3 有機農業の推進及び普及の目標	(1)
1) 有機農業の拡大	(1)
2) 有機農業に関する技術の開発・体系化	(2)
3) 有機農業に関する普及指導の強化	(2)
4) 有機農業に対する消費者の理解の増進	(2)
4 振興計画の位置付け	(2)
5 計画の期間	(3)
6 計画の策定と推進	(4)
7 対象地域	(4)
第2章 有機農業振興計画の構成	(5)
1 有機農業振興計画の構成	(5)
第3章 今治市の現状	(9)
1 今治市の農業の現状	(9)
2 今治市の有機農業の現状と課題	(11)
1) 今治市における有機農業の取り組みの経緯	(11)
2) 今治市における有機農業の現状	(12)
3) 今治市における有機農業の課題	(14)
3 農業者意識調査の結果	(17)
4 消費者意識調査の結果	(22)
第4章 有機農業の振興計画の基本的な事項	(28)
1 有機農業を核とした地域振興の基本構想	(28)
1) 農業者が有機農業に容易に従事するための取組の推進	(28)
2) 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売を積極的に行うための取組の推進	(28)
3) 消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるための取組の推進	(28)
4) 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進	(29)
5) 農業者その他の関係者の自主性の尊重	(29)
6) 地域の環境保全の推進	(29)
7) 地域の農業振興の方針	(29)
8) 地域の活性化との連携	(29)

2 取り組み目標	(30)
3 目標年度	(30)
第5章 有機農業推進の施策の内容	(31)
1 農業者が有機農業に容易に従事するための取組の目標	(31)
(1) 有機農業の取組に対する支援	(31)
(2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援	(34)
(3) 有機農業に関する技術の開発及び普及の促進	(37)
(4) 遺伝子組み換え作物の交雑等の防止	(39)
2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売を積極的に行 うための取組の目標	(40)
(1) 有機農業により生産される農産物の生産・流通の拡大	(40)
(2) 学校給食等への有機農業により生産された農産物の積極的な導入	(42)
(3) 有機加工食品の製造、加工、開発の支援	(44)
3 消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるための取組の目標	(45)
(1) 消費者に対する有機農産物等の入手情報の提供	(45)
(2) 有機農業により生産される農産物の信頼の確保	(46)
4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進の目標	(47)
(1) 消費者の理解と関心の増進	(47)
(2) 有機農業者と消費者の相互理解の増進	(50)
(3) 有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進	(52)
第6章 計画の推進に向けて	(53)
(1) 有機農業者その他の関係者の自主性の尊重	(53)
(2) 調査の実施	(54)
(3) 有機農業の推進体制	(55)
(4) 有機農業者等の意見の反映	(57)
(5) 有機農業関連情報の提供等	(58)
(6) 年度別の実施計画	(59)
(7) 振興計画の見直し	(60)
【参考資料】今治市有機農業推進協議会規約	(61)
【参考資料】有機農業を推進する上で活用可能な国県事業一覧	(62)
【参考資料】農林水産省平成28年度予算概算要求（有機農業関係）	(65)
【参考資料】新規就農・経営継承対策の全体像	(68)
【参考資料】有機農業の推進に関する法律	(69)
【参考資料】今治市食と農のまちづくり条例	(71)

第1章 有機農業振興計画（第2期）の策定にあたって

1 有機農業振興計画策定の趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に役立つとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応した農産物の供給に資するものです。わが国の農政は平成15年に環境保全型農業への移行を宣言しました。農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各側面において有機農業の推進のための取組が求められています。

今治市では、地球温暖化が進行する中で持続的な地域農業の発展を図るため、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に定める基本理念と国が策定した有機農業の推進に関する基本的な方針を踏まえ、「今治市食と農のまちづくり条例」を平成18年に制定しました。この第4条の2の規定に基づき、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業及び有機農業を到達点とした環境保全型農業を推進する計画を策定し、この振興計画に基づき、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の推進に取り組みました。

この度、その計画を見直し、平成28年度からおおむね5年間を対象とした、新たな有機農業振興計画を策定します。

2 有機農業振興計画の役割

この計画は、今治市の有機農業の推進にあたり、進むべき方向と基本施策、重点事業などを明らかにするもので、その役割は次のとおりです。

- 1) 食と農のまちづくりに取り組んでいる今治市にふさわしい総合的かつ計画的な有機農業推進施策の運営の指標となるものです。
- 2) 農業者、消費者、食品関連事業者、関係団体及び市民に市農政の方向性を示し、参画と協働による食と農のまちづくりを進めていくとともに、市民活動や企業活動の指針となるものです。
- 3) 国・県や関係機関に対して市農政の方向性を示し、それに基づき国や愛媛県などの各種施策の実現を促進するものです。

3 有機農業の推進及び普及の目標

1) 有機農業の拡大

有機農業に関心のある就農希望者や農業者が潜在的に相当数見込まれること、また、有機農産物に対する需要も高いことから、有機農業者の増加、有機農産物の作付面積及び生産量の拡大を図ります。

2) 有機農業に関する技術の開発・体系化

農薬や化学肥料に頼らずに、雑草や病害虫等による品質や収量の低下を起こさせない技術を確立することは、農業者が容易に有機農業を営むためにとっても重要です。

このため、おおむね平成31年度までに愛媛県が確立する「地域の気象・土壌条件に適合した、安定的に品質・収量を確保できる有機農業の技術体系」の今治地域への普及を図ります。

3) 有機農業に関する普及指導の強化

農業者等が容易に有機農業に取り組むためには、地域で有機農業に関する技術及び知識の指導を受けられる環境を整えていくことが重要ですが、現状ではその指導体制がまだ十分ではありません。

このため、国や愛媛県、有機食品の登録認定機関、さらに先進的な有機農業者との連携を図り、充実した研修を実施することで、農業改良普及員、JAの営農指導員、及び有機農業者等を指導者として育成し、有機農業の指導体制を強化します。

4) 有機農業に対する消費者の理解の増進

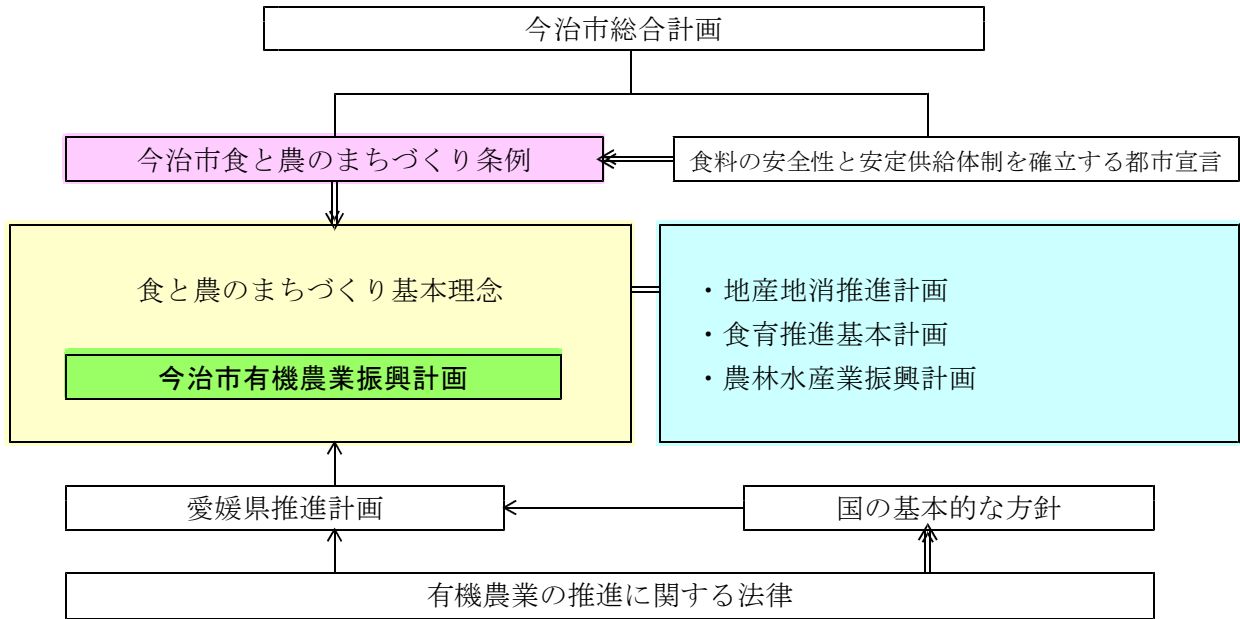
有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、有機農業に対する消費者の理解は未だ十分ではありません。

このため、有機農業に対する消費者の理解の増進に努めます。

4 振興計画の位置付け

- ① 有機農業の推進に関する基本的な方針の規定に基づき、有機農業を具体的に推進するための計画とします。
- ② 今治市総合計画における「持続的に発展する質の高いものづくり都市の形成」の中に位置付けるとともに、今治市食と農のまちづくり条例並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとします。

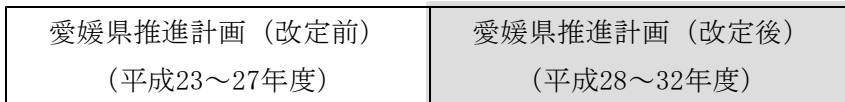
【他の関係計画との関連図】



5 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとします。(社会情勢の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直す場合があります。)

平成



市振興計画 (平成20~24年度)	市振興計画 (第2期) (平成28~32年度)	市振興計画 (第3期) (平成33~37年度)
有機農業を推進するための意識醸成、社会環境の整備に重点をおいた計画の実現を図る。	有機農業の生産者の拡大、有機農産物の作付け面積、生産量の拡大に重点をおいた計画の実現を図る。	有機農業の新規担い手の確保、安定的に品質・収量を確保できる生産技術の定着、有機農産物の消費拡大に重点をおいた計画の実現を図る。

6 計画の策定と推進

有機農業の推進は、有機農業者、消費者等の意見・要望を計画に十分反映しながら推進することが重要です。

今治市では、地産地消、食育、有機農業等の推進を目的として、農林水産業者、消費者、食品関連事業者、学識経験者、関係機関及び団体に組織する「今治市食と農のまちづくり委員会」（平成19年6月設立）において有機農業振興計画の検討を行うとともに、有機農業関係者及び関係団体に構成する「今治市有機農業推進協議会」（平成20年2月設立）と連携し、計画に基づき有機農業の推進を図ります。

7 対象地域

この計画の対象地域は今治市とします。



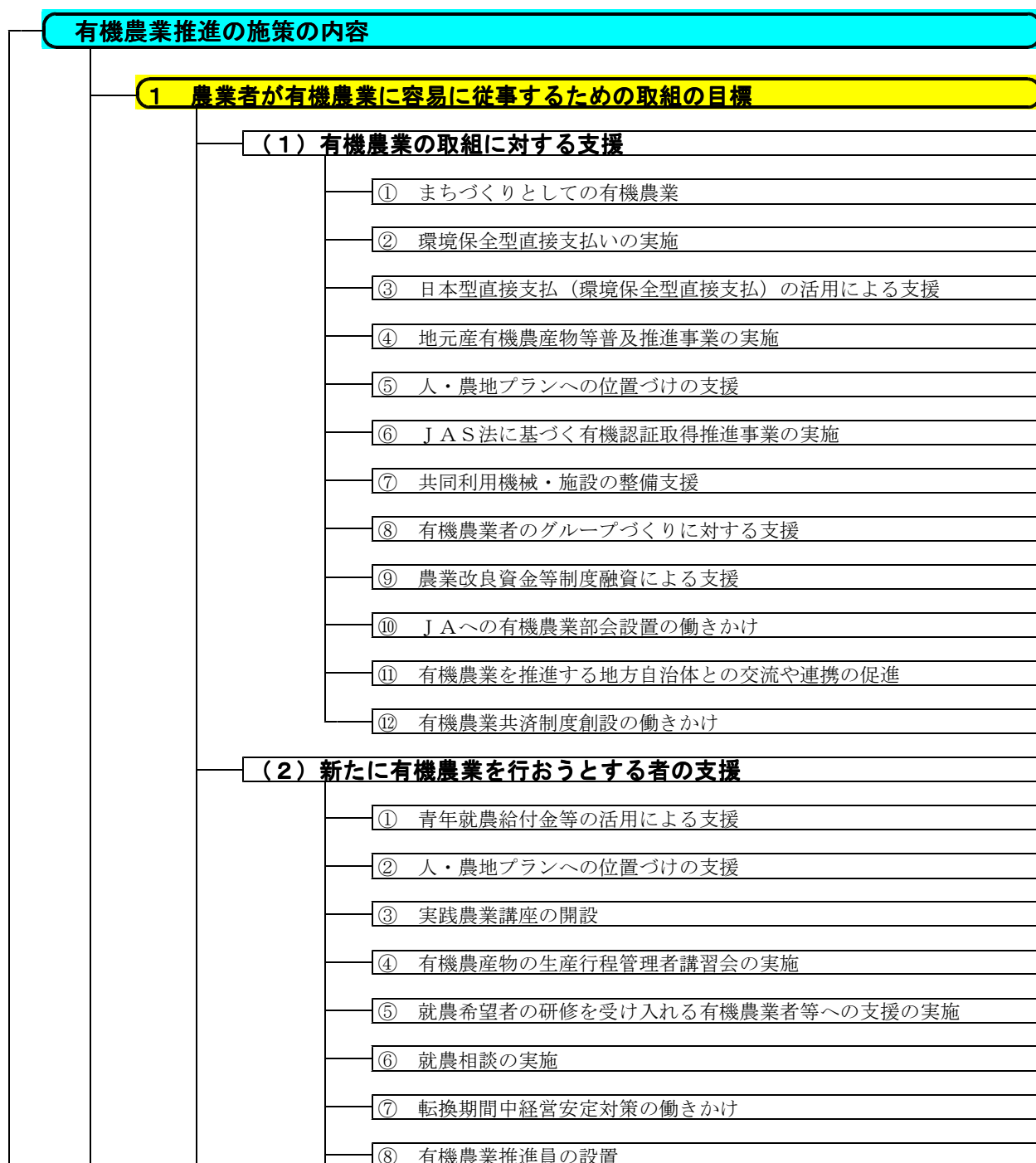
今治市

第2章 有機農業振興計画の構成

1 有機農業振興計画の構成

この振興計画では、国の有機農業の推進に関する基本的な方針で定められた「有機農業の推進に関する基本的な事項」ごとに基本目標と主要施策について明らかにします。

また、5カ年の計画期間中に一定の成果を見いだすべき事業を重点プロジェクトとして掲げます。基本計画の体系図は、以下のとおりです。



⑨ 地域営農集団自立支援事業の実施

⑩ 有害鳥獣被害防止対策の支援

⑪ 有畜小農複合経営のすすめ

(3) 有機農業に関する技術の開発及び普及の促進

① 有機農業の実証圃や展示圃の設置

② 立地条件に適応した有機農業技術の研究

③ 育苗技術の定着

④ 全国レベルでの活動への参画

⑤ 使用可能資材情報の提供

⑥ 条件不利地における有機農業技術の研究

(4) 遺伝子組み換え作物の交雑等の防止

① 遺伝子組み換え作物の交雑等の防止

② 遺伝子組み換え作物のモニタリングの実施

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売を積極的に行うための取組の目標

(1) 有機農業により生産される農産物の生産・流通の拡大

① 意見交換や商談の場の設定

② 農産物直売施設等の整備支援

③ 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ

④ 有機食品のフードシステム構築の支援

⑤ イベント等における有機農産物の活用

⑥ エコえひめ認証制度の活用

⑦ TPP体制のもとでの有機食品の優位性の啓発

⑧ 青年有機農業者ネットワーク構築の支援

(2) 学校給食等への有機農業により生産された農産物の積極的な導入

① 学校給食向け有機農産物の生産拡大の支援

② 学校給食における有機食材自給システムの検討

③ 有機米への切り替えの検討

④ 学校給食懇談会の開催

⑤ 公的施設への有機農産物の導入の促進

(3) 有機加工食品の製造、加工、開発の支援

① JAS法に基づく有機認証取得推進事業の実施

② 地域特産物の有機食品化の推進

③ 有機農産物加工施設の整備の支援

④ 有機加工食品の生産行程管理者講習会の実施

⑤ 有機農業者による6次産業化の支援

3 消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるための取組の目標

(1) 消費者に対する有機農産物等の入手情報の提供

① 地産地消推進協力店の拡充

② 有機農産物等の販売店の紹介

(2) 有機農業により生産される農産物の信頼の確保

① 有機農産物の日本農林規格に基づく生産指導

② JAS法に基づく表示ルールの普及啓発

③ 有機JASの認証のための書類作成支援

④ 格付け担当者講習会の実施

⑤ 残留農薬検査、遺伝子組み換え検査を実施

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進の目標

(1) 消費者の理解と関心の増進

① 有機農業に関する正しい知識の普及

② 有機農産物に関する情報提供

③ 地産地消推進応援団の拡充

④ 食育の推進

⑤ さいさいきて屋に有機農業推進コーナーを設置

⑥ 有機農産物の食べ方を教える料理教室の開催

⑦ 有機農業に反対する皆さんとの意見交換の実施

(2) 有機農業者と消費者の相互理解の増進

① 食育の推進

② 地産地消の推進

③ 農業体験学習の推進

④ 医食農の連携の推進

⑤ 有機農業による市民農園の設置

⑥ 安全食糧推進事業の見直し

(3) 有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

- ① 適正農業規範の遵守
- ② PPP原則の理解の促進
- ③ 慣行農業者への配慮
- ④ 有機農業の実施に係るトラブルの解決

計画の推進に向けて

(1) 有機農業者その他の関係者の自主性の尊重

- ① 有機農業者等が行う土壌診断・土壌分析の支援
- ② 田んぼの生きもの調査の実施を支援
- ③ 有機農産物のJAS規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書の周知
- ④ 有機畜産の推進

(2) 調査の実施

- ① 調査の実施
- ② 有機農産物の価値を測る指標の検討
- ③ 有機農業の評価指標の検討

(3) 有機農業の推進体制

- ① 有機農業の推進体制の整備
- ② 関係機関・団体との連携・協力体制の整備
- ③ 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援
- ④ 国・県に対する施策の提言及び支援の要請
- ⑤ 県が行う実証試験の活用

(4) 有機農業者等の意見の反映

- ① 意見交換会の開催
- ② 有機農業者等の技術に対するニーズの的確な把握並びに研究開発への反映

(5) 有機農業関連情報の提供等

- ① 有機農業の推進活動に自主的に取り組む団体等への情報提供の実施
- ② 情報の入手先の紹介
- ③ 資料の入手先の紹介

(6) 年度別の実施計画

(7) 推進計画の見直し

第3章 今治市の現状

1 今治市の農業の現状

【農家数】

(戸)	2010年	2015年	増減	増減率(%)
農家数	5,810	4,841	△969	△16.7
自給的農家	2,379	2,178	△201	△8.4
販売農家	3,431	2,663	△768	△22.4
專業農家	1,551	1,270	△281	△18.1
第1種兼業農家	257	187	△70	△27.2
第2種兼業農家	1,623	1,206	△417	△25.7

【経営耕地規模別農家数(販売農家)】

(戸)	2010年	2015年	増減	増減率(%)
0.5ha未満	995	782	△213	△21.4
0.5～1.0ha	1,545	1202	△343	△22.2
1.0～2.0ha	727	550	△177	△24.3
2.0～3.0ha	111	91	△20	△18.0
3.0ha以上	53	38	△15	△28.3

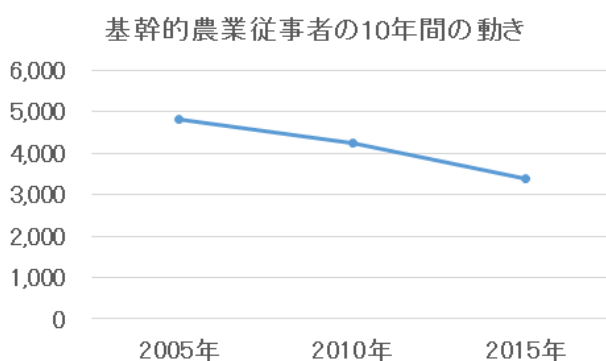
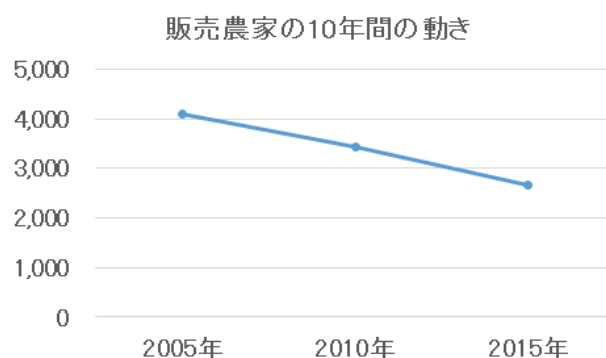
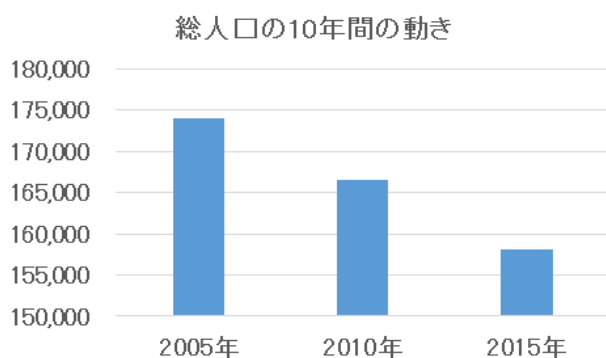
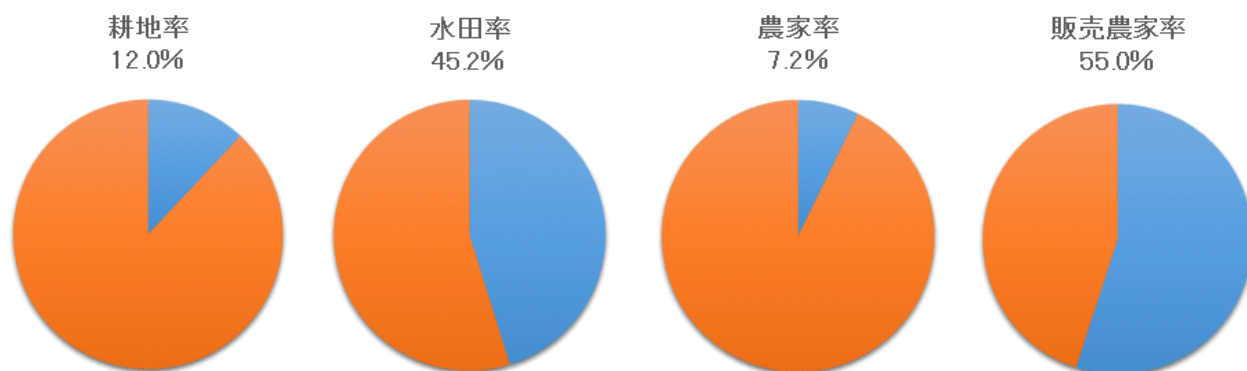
【農家人口等】

(人)	2010年	2015年	増減	増減率(%)
農業就業人口	5,399	4,086	△1,313	△24.3
男	2,588	2,028	△560	△21.6
女	2,811	2,058	△753	△26.8
基幹的農業従事者数	4,251	3,388	△863	△20.3
男	2,390	1,921	△469	△19.6
女	1,861	1,467	△394	△21.2
うち65歳未満	1,089	741	△348	△32.0
男	549	402	△147	△26.8
女	540	339	△201	△37.2

【耕地面積等】

(ha)	2010年	2015年	増減	増減率 (%)
耕地面積	5,450	5,020	△430	△ 7.9
田	2,340	2,270	△ 70	△ 3.0
畑	3,110	2,760	△350	△11.3
経営耕地面積	3,097	2,410	△687	△22.2
田	1,472	1,193	△279	△19.0
畑	276	204	△ 72	△26.1
樹園地	1,349	1,012	△337	△25.0
耕作放棄地	1,951	1,894	△ 57	△ 2.9

【2015年耕地率等】



出展：国勢調査、世界農林業センサス
耕地及び作付面積統計

2 今治市の有機農業の現状と課題

1) 今治市における有機農業の取り組みの経緯

今治市における有機農業の取り組みは、30年前の消費者運動や農業者の運動などの市民活動に端を発しており、行政主導ではなく市民主体の取り組みとして発展してきました。

市は有機農業を推進するキーマンを結びつけるコーディネーターの役割りを担い、時には新しいプランを立てて、市民の皆さんに参画を呼びかけ、一つずつ成果を積み重ねていくことで市民の理解と協力を広げてきました。さらに、市民活動から発した安全な食べ物によるまちづくりを市の施政方針として掲げ、政策化を図ってきた意義も大きいと思われまます。

1982年 4月 (昭57)	「立花地区有機農業研究会」結成 (事務局：今治立花農協)
1983年 4月 (昭58)	学校給食に有機農産物の導入を開始 (立花地区)
1988年 3月 (昭63)	議員発議により「食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言」議決
1988年 4月 (昭63)	「安全な食べ物の生産と健康な生活をすゝめる会」(事務局：市農業委員会) 設立。
1988年 4月 (昭63)	「医食農共生ひろば」全国ネットワークフォーラムin今治開催
1999年 4月 (平11)	有機農業の知識と技術を学ぶ「今治市実践農業講座」スタート
2000年 3月 (平12)	「NPO法人愛媛県有機農業研究会」設立。有機JAS認定機関に登録
2000年 4月 (平12)	有機農業の市民農園「いまばり市民農園」を開設
2001年 4月 (平13)	農業講座修了生が中心になって「学校給食無農薬野菜生産研究会」結成
2001年 9月 (平13)	安全な食べ物によるまちづくり戦略発表
2003年 4月 (平15)	市農林振興課内に「地産地消推進室」を設置
2003年 7月 (平15)	「いまばり地産地消推進会議」(事務局：地産地消推進室) 設立
2004年 2月 (平16)	第32回日本有機農業研究会大会in 今治開催
2004年 4月 (平16)	米の生産調整に係る産地づくり交付金を活用した環境保全型直接支払開始
2005年12月 (平17)	新しい今治市において「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を議決
2006年 9月 (平18)	「今治市食と農のまちづくり条例」制定
2007年 7月 (平19)	日本有機農業学会フォーラム開催
2008年 2月 (平20)	「今治市有機農業推進協議会」を設立
2008年 4月 (平20)	「今治市有機農業振興計画」(第1期) 策定
2008年 6月 (平20)	国の「有機農業モデルタウン事業(地域有機農業推進事業)」実施(～平21まで)
2009年 2月 (平21)	今治立花有機農業研究会が「第14回全国環境保全型農業推進コンクール」大賞受賞
2009年 2月 (平21)	農を変えたい！全国集会in今治、有機農業推進地域連携会議設立総会を開催
2010年10月 (平22)	国の「産地収益力向上支援事業有機農業地区推進事業」実施(～平24まで)

2) 今治市における有機農業の現状

(1) 有機農家数

本市の有機農業者等の数は、次の通りです。

項目	平成19年12月末	平成25年12月末	増減
有機JAS認定事業者数	12戸	20戸	8
特別栽培（農薬・化学肥料不使用）認定農家数	延べ 3戸	0戸	△3
（参考）特別栽培（農薬・化学肥料5割削減）認定農家数	延べ 736戸	175戸	△561
第三者による認定等を受けていない有機農家数	10戸	23戸	13
市内販売農家に対する有機農家の割合	0.5%	1.3%	0.8

(2) 有機ほ場面積

本市の有機ほ場の面積は、次の通りです。

項目	平成19年12月末	平成25年12月末	増減
有機JAS認定ほ場面積	24ha	25.9ha	1.9
特別栽培（農薬・化学肥料不使用）認定ほ場面積	延べ 8ha	0ha	△8
（参考）特別栽培（農薬・化学肥料5割削減）認定ほ場面積	延べ 250ha	76ha	△174
第三者による認定等を受けていない有機ほ場面積	5ha	18.5ha	13.5
市内耕地面積に対する有機JAS認定ほ場面積の割合	0.4%	0.5%	0.1
市内耕地面積に対する有機ほ場面積の割合（JAS外含む）	0.5%	0.9%	0.4

(3) JAS法による有機農産物の認定状況

平成25年度の市内有機JAS認定事業者による格付け実績は、次ページの表の通りです。

本市の認定事業者の大部分は、愛媛有機農産生活協同組合の生産者組合員であり、県内の消費者組合員との産消提携を行っています。このため、1999年のJAS法改正の際に、参議院で採択された附帯決議に基づき、有機JAS認定を受けているものの、格付けの表示を行わず出荷されている場合が多いため、実際の生産・出荷量よりもかなり少ない量であるといえます。

また、学校給食に供給されている有機農産物についても格付けの表示は省略されています。



(参考) 平成25年度の有機JASの格付け実績

The report of the grading performance and the performance of the organic JAS label
(domestic, in Imabari)
今治市内の認定事業者に係る格付及び格付の表示の実績

1 有機農産物(Organic agricultural products)

単位(unit) : kg

区 分(grouping)	生産行程管理者 Production Process Manager	小分け業者 Subdivider	輸入業者 Importer
①野菜(vegetables) (タケノコ、大麦若葉及びイチゴ、メロン、 スイカ等の果実的野菜類を含む)	6,306		
②果樹(fruits)	111,349		
③米(rice)	20,050		
④麦(barley and wheat)	600		
⑤そば(buckwheat)			
⑥大豆(soy bean)			
⑦その他豆類(other pulses) (落花生を含む。)			
⑧雑穀類(miscellaneous grains) (トウモロコシ、きび、アマランサス等)			
⑨緑茶(荒茶)(Japanese tea)			
⑩紅茶(荒茶)(English tea)			
⑪コーヒー生豆(coffee bean : raw)			
⑫ナッツ類(nuts)(栗を含む。)			
⑬さとうきび(sugar canes)			
⑭こんにゃく芋(elephant roots)			
⑮その他の農産物 (①～⑭以外)(the others)			
〈その他の内訳〉 (Items of the others)			
合 計(Total)	138,305 kg	kg	kg

内訳については、上位3品目について具体的な品名と数量を記載すること。

As for the items, mention a name and quantity about an upper three items.

(NPO法人愛媛県有機農業研究会)

(4) 有機農業を推進する団体等

今治市には現在、有機農業を行ったり、有機農業を推進する団体として次のような団体があります。

団 体 名	代表者	構成員数
今治立花地区有機農業研究会	阿部 久敏	7 人
愛媛有機農産生協今治地区生産者会	越智 正人	11 人
安全な食べ物の生産と健康な生活をすゝめる会	益田 正夫	97 人
家庭菜園グループ	越智 資行	4 人
自然農法倶楽部	桧垣 建吉	10 人
大三島自然農法かんきつグループ	越智 資行	3 人
瀬戸内のみかんや		(有)三皿園、あじまる

3) 今治市における有機農業の課題

① 地域の環境保全上の課題

今治市は、島嶼部から山間部までの多彩な地形と豊かな自然環境に恵まれています。また、温暖な瀬戸内海式気候は、様々な農産物の栽培に適しています。また、湿地帯のサギソウや水田の田字草など貴重な絶滅危惧種も残っています。

しかしながら、慣行農業者による農薬や化学肥料の使用や、農家と非農家との混住化の進展などにより、貴重な環境の悪化が進みつつあります。また、生産者の高齢化による労力不足や農産物価格の長期低迷に起因する遊休農地の増加が深刻化しています。

このような環境保全上の問題を解決するため、有機農業を推進し、農業生産に由来する環境負荷の低減や有機性資源の循環の促進、地域の生態系の保全に積極的に取り組んでいく必要があります。

② 地域の農業振興上の課題

環境保全型農業は、有機農業をその一つの形態と位置づけ、到達点として扱わなかったことから、農薬・化学肥料の5割削減が目標となってしまうようになりました。こうした環境保全農業に取り組む農業者が、さらに有機農業に取り組むことにより地域の農業振興を図るためには、地域に適合した平易な有機農業技術の普及による品質や収量の安定・向上、いつでも有機農産物を出荷することのできる販路の拡大、消費者理解の促進などが求められています。

特に、今治市では、販路の拡大については、学校給食への有機食材の導入を進めてきましたが、今後は他の公的機関への拡大や有機食材で料理を作る飲食店などを増やす取り組みの必要性に迫られています。

また、本市の有機農業は個人の取り組みによって支えられ、JAの関わりはまだ希薄であるため、地域農業の振興のためには、団体で有機農業に取り組む仕掛け作りが必要です。

③ 地域の活性化の課題

日本で有機農業の取り組みが開始されてすでに45年、今治市での取り組みも既に30年余が経過しています。ここ10年程前まで、有機農業はもっぱら草の根の取り組みとして進められ、国の政策に積極的に位置付けられることはありませんでした。要因の一つとして、農業がフードシステムの中にきちんと位置づけられていなかったことにより、消費者が生産過程である農業自体に興味を持たなかったということがあげられます。

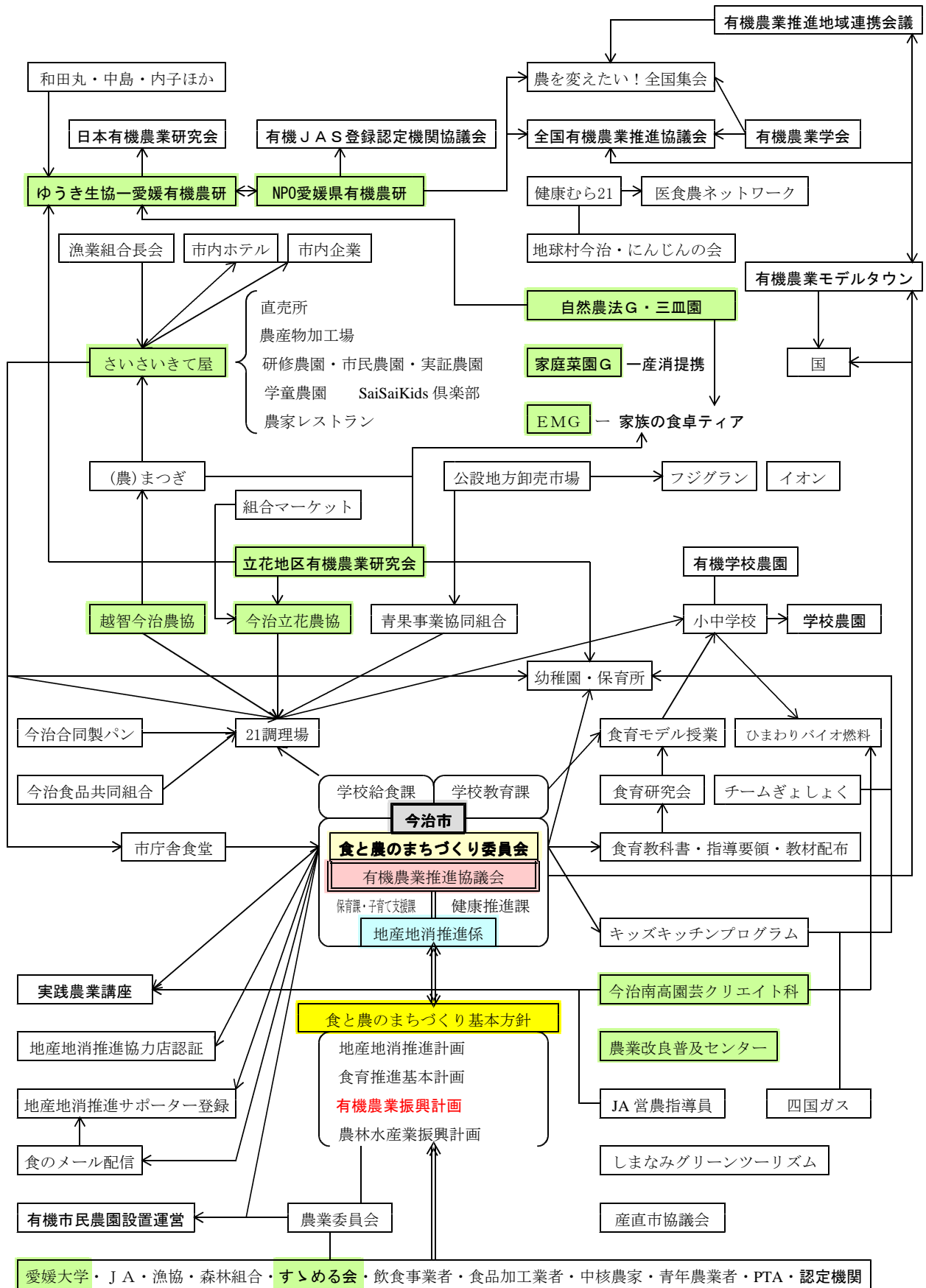
しかしながら、平成18年に有機農業推進法が施行され、草の根で進められてきた有機農業の取り組みが、社会的に正当な評価を受ける環境が整いました。また、今治市でも、同じく平成18年に「食と農のまちづくり条例」を施行し、農から食、食から地域という流れのもと、地産地消、食育、有機農業を一体的に推進することで、地域の農林水産業の振興を図ってきました。その成果として、少しずつではありますが、農業者は有機農業に取り組みやすく、消費者は地域の有機農産物を入手しやすくなりつつあります。

これからの課題は、有機農業者やその他の関係団体とともに有機農業による『食のブランド化』を推進することで、市内の消費者との交流促進や都市部からの定住及び交流人口の獲得等に努め、地域振興に結びつけていくことでもあります。



有機農産物を使ったバイキング料理（提供：家族のテーブル ティア）

◎有機農業の現状に関する相関図



3 農業者意識調査の結果

今治市有機農業推進協議会及び越智今治農業協同組合では、地域の有機農業を推進し、学校給食への有機農産物の活用を拡大するため、農業生産者等を対象にアンケート調査を実施しました。

1) 調査の対象

越智今治農協農産物直売所「彩菜倶楽部」生産者会員

2) 調査の方法 郵送で配布・回収しました。

3) 調査期間 平成23年1月17日（月）～平成23年1月31日（月）

4) 回収率 配布数1,128通に対し、回収数278通、回収率は24.6%でした。

【校区別回収数】

校区名	時地区	近見	立花	鳥生	富田	清水	桜井	国分	日高	乃万	波止浜	朝倉地区
回収数	3	1	7	1	10	12	8	2	2	15	3	15
校区名	玉川地区	波方	大西	菊間地区	吉海	宮窪	伯方	上浦	大三島	岡村	無記名	その他
回収数	11	5	12	7	9	11	2	7	4	2	127	2

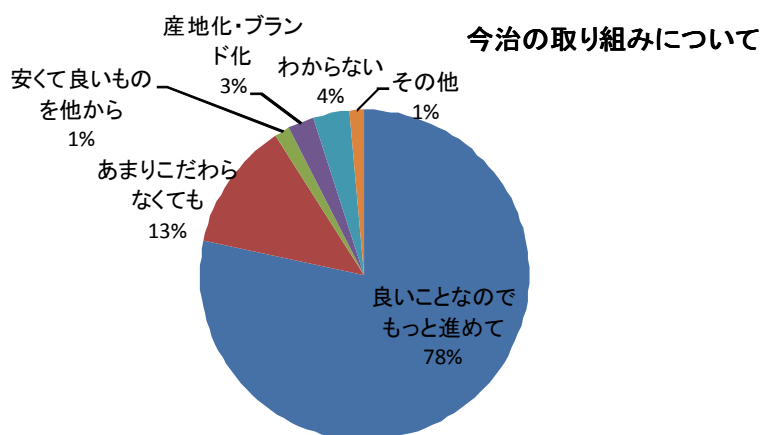
注) 日吉地区は今治、日吉、常盤、城東、美須賀、別宮校区の、朝倉地区は上朝、下朝校区の、玉川地区は鴨部、九和校区の、菊間地区は亀岡、菊間校区の合計。

5) 調査の結果と分析

① 今治市が学校給食に地域食材の活用、安全な食材の普及、郷土料理等の導入などを進めていることについてどう思うか

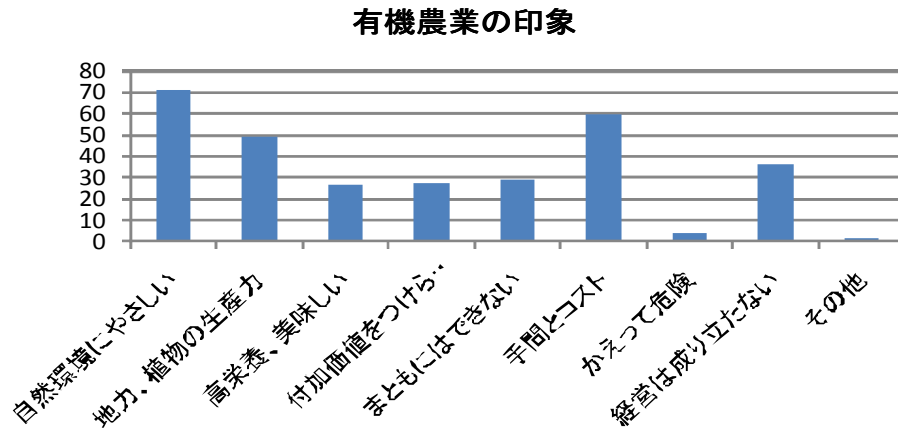
学校給食への地域食材の導入や安全な食べ物の普及等については、全体の約8割の農家が「良いことなのでもっと進めて欲しい」と応えており、多くの支持が得られています。

地産地消よりも安い外国のものを輸入するとか、産地化やブランド化を進めるべきという意見は少ないことがわかります。



② 有機農業についての印象

有機農業についての印象は、「農薬や化学肥料を使用しないので、自然環境にやさしい農業である」と答えた人が最も多く、70.9%でした。次いで、「雑草対策や病虫害防除に手間とコストがかかる」と回答した人が60.1%と多くなっています。



③ 回答者の農業経営の主体となっている農産物、生産高上位3品目

回答者の農業経営の主体となっている生産品目は1位の柑橘類が42.4%、2位の米が39.9%と圧倒的に多く、3位のたまねぎ9.0%以下を大きく引き離しています。

順位	農産物	件数	順位	農産物	件数	順位	農産物	件数
1	柑橘類	118	8	ほうれん草	12	16	しいたけ	9
2	米	111	10	だいこん	11	16	しきび	9
3	たまねぎ	25	10	なす	11	19	キウイフルーツ	8
4	花き	22	10	ねぎ	11	20	いちご	6
5	じゃがいも	16	13	大豆	10	20	いちじく	6
6	さといも	15	13	にんじん	10	20	麦	6
7	きゅうり	14	13	キャベツ	10	23	ミニトマト	5
8	さつまいも	12	16	ブロッコリー	9	23	柿	5

④ 農薬や化学肥料を使わなくても作れそうだと思う野菜

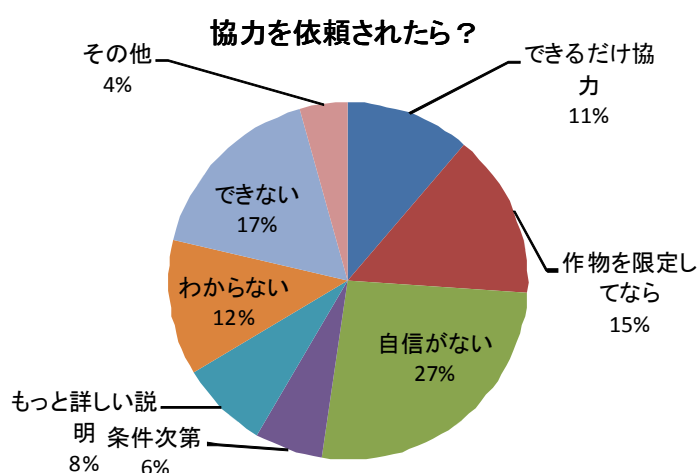
農業者が、有機栽培で作れそうだと思う作物は、さつまいも168人、さといも131人、じゃがいも130人、かぼちゃ123人、にんにく116人、ごぼう114人、たまねぎ107人、にんじん107人、ねぎ99人、パセリ97人、れんこん78人、白ネギ77人、大根76人などであり、反対に「作れない」という回答が多いのは、キャベツ117人、みかん111人、水稻105人、はくさい101人、きゅうり92人、ブロッコリー82人などとなっています。

これによるとかなりの品目が「何とか栽培できそう」ということとなります。

(単位：人)

	水稲	玉ねぎ	じゃがいも	にんじん	さといも	かぼちゃ
無農薬無化学肥料で栽培可能	29	107	130	107	131	123
〃 なんとか栽培可能	47	65	56	60	47	57
〃 では栽培できない	105	39	29	22	25	27
	さつまいも	にんにく	だいこん	キャベツ	はくさい	レタス
無農薬無化学肥料で栽培可能	168	116	76	18	18	44
〃 なんとか栽培可能	32	39	68	54	66	64
〃 では栽培できない	11	15	52	117	101	61
	ブロッコリー	きゅうり	白ネギ	ねぎ	かぶ	パセリ
無農薬無化学肥料で栽培可能	35	34	77	99	70	97
〃 なんとか栽培可能	63	60	56	67	65	42
〃 では栽培できない	82	92	31	23	40	17
	ほうれん草	小松菜	大根菜	トマト	ピーマン	なす
無農薬無化学肥料で栽培可能	69	48	57	46	72	34
〃 なんとか栽培可能	77	69	62	60	67	72
〃 では栽培できない	47	53	45	71	38	71
	とうもろこし	枝豆	カブフラワー	ごぼう	れんこん	グリーンピース
無農薬無化学肥料で栽培可能	38	47	35	114	78	73
〃 なんとか栽培可能	59	61	64	48	29	56
〃 では栽培できない	76	66	53	16	18	35
	そら豆	いちご	みかん			
無農薬無化学肥料で栽培可能	75	27	14			
〃 なんとか栽培可能	77	44	44			
〃 では栽培できない	40	78	111			

⑤ 学校や市から「学校給食用の農薬や化学肥料を使わない野菜の生産」を依頼された場合の対応

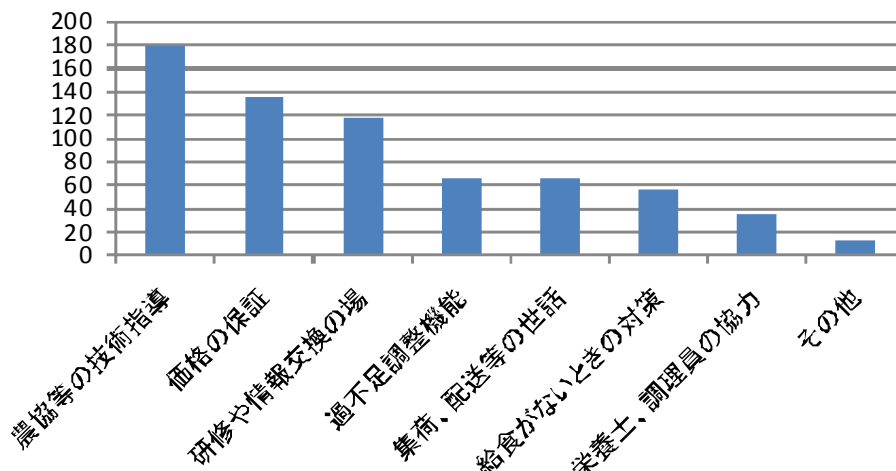


学校給食の食材生産については、「農薬や化学肥料を使わずに生産する自信がない。不安である」が27%で最も多く、次いで「できない」17%、「作物を限定してなら協力する」15%となっています。

「できるだけ協力する」は1割程度でした。

⑥ 農薬や化学肥料を使わない学校給食用の野菜を生産するための条件

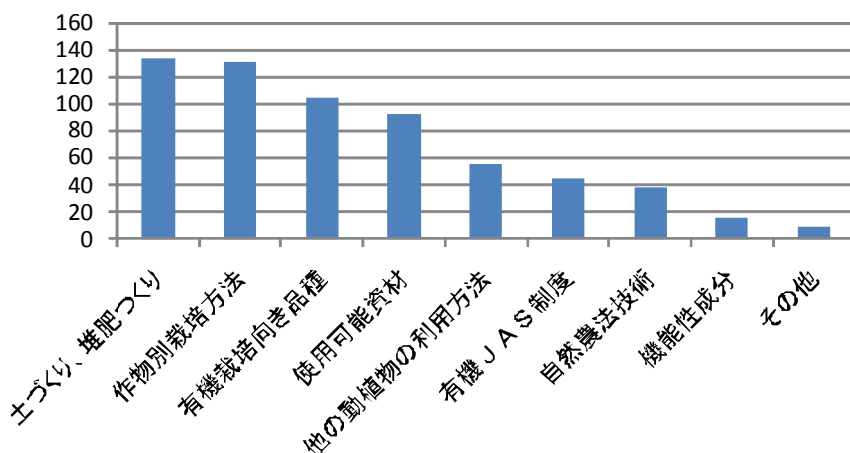
学校給食の食材を有機農業で生産するために必要な条件は、「農協等の技術指導」が64.7%で最も高く、以下、「価格の保証」48.9%、「研修や情報交換の場」42.4%と続いており、技術指導や、研修の場が求められることがわかります。



⑦ 有機農業の知識や技術で学んでみたいこと

有機農業の知識や技術で学んでみたいことは、「土づくりや堆肥の作り方」が48.2%で最も多く、以下「作物ごとの栽培方法」47.1%、「有機栽培に適した品種」37.8%、「有機農業で使用可能な資材」33.5%と続いており、実践的な技術への関心が高いことがわかります。

また、有機農業に関する勉強会に参加してみたい人は74名（全体の26.6%）おり、農薬や化学肥料を使わずに生産する自信があまりなくても、有機農業に対する興味はもっていることがわかります。



【勉強会に参加してみたい】

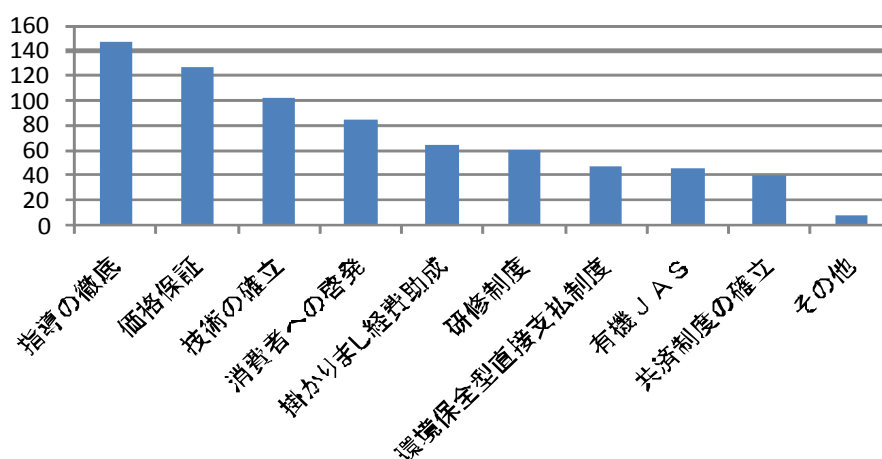
地区別	人数
立花地区	3
旧今治市	25
旧越智郡	27
その他	0
無記名	19
合計	74

⑧ 有機農業推進のために有効と思われる施策

有機農業の推進のために有効と思われる施策については、「農協営農指導員や県普及員による指導の徹底」が147件で最も多く、以下「慣行農産物よりも割り増しの価格保証」127件、「地域に根ざした技術の確立」103件、「消費者に対する普及啓発」85件と続いています。

これによると、やはり栽培技術指導が有効であると考えている人が多いことがわかります。また、戸別所得補償や掛かりまし経費の助成よりも、常に慣行農産物よりも一定以上高い価格設定で販売することができることが求められていることがわかります。また、消費者への普及啓発も大切だと考えられています。

このため、今後は、こうした意見を踏まえた上で施策立案を進めていくことが重要です。



6) まとめ

今回の調査をとおして、農業者の意識を見ると、

- (1) 学校給食の食材の充実、地産地消の推進などは良いことなのでもっと進めるべきであり、
- (2) そのために協力をいただける農家がそれぞれの校区内に少なからず存在している。
- (3) しかし、平成15年度に実施した同様のアンケート調査と比較すると、有機農業に対して消極的な意見が増えており、旧今治市と旧越智郡で若干の温度差がある。
- (4) そうした中でも有機農業に興味がある生産者は多数いて、有機農業の推進のためには、技術指導の徹底、販売単価の補償、消費者への意識啓発などが求められる。

などのことが明らかになりました。

また、農家が有機農業で作りやすい野菜や作りにくい野菜も明らかになったため、今後、協力農家のグループ化を進め、勉強会や学校給食懇談会を通して、作りやすい野菜から順次計画的な作付けを開始し、校区内生産校区内消費で学校給食に供していくための道筋が見えてきました。

しかし、一方では、有機農業の技術指導、農産物の価格保証など条件的にクリアしていかなければならない問題点も明らかになりました。

このため、今後は、このアンケート結果の分析を踏まえながら、有効な施策の展開を図っていく必要があります。

4 消費者意識調査の結果

今治市有機農業推進協議会では、食生活や有機農産物に対する市民の意識を調査分析することにより、有機農産物に対する需要や問題点等を浮き彫りにし、今後の有機農業の推進のための手法を明らかにするため、次のようなアンケート調査を実施しました。

1) 調査の対象

今治市在住20～80歳の一般市民2,000名（無作為抽出）

2) 調査の方法 郵送で配布・回収しました。

3) 調査期間 平成21年2月1日（日）～平成21年2月15日（日）

4) 回収率 配布数2,000通に対し、回収数790通、回収率は39.5%でした。

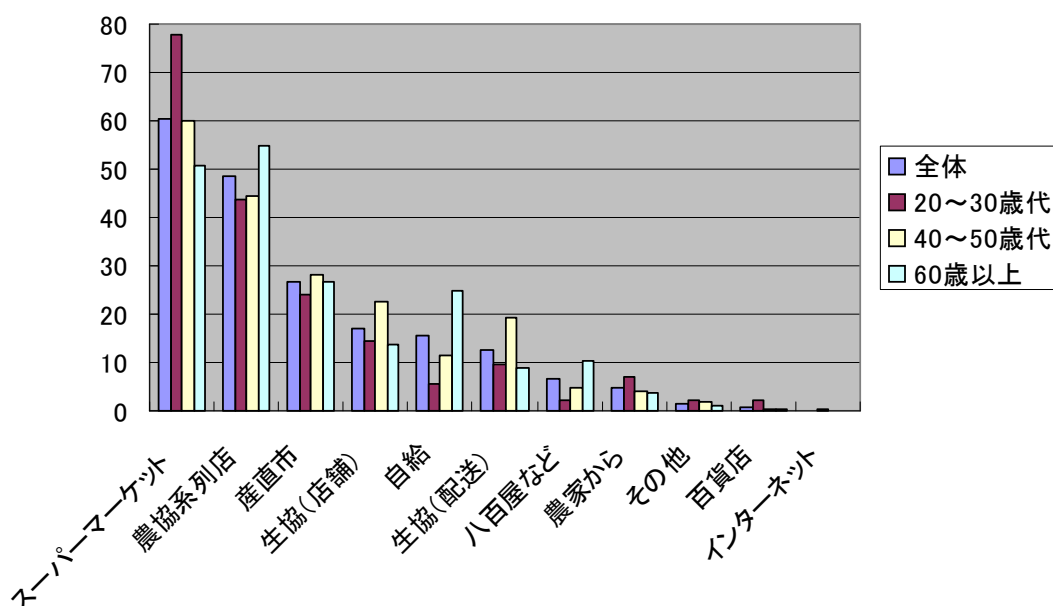
【年齢別回収数】

	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
男性	260名	25名	38名	37名	45名	72名	43名
女性	530名	40名	83名	68名	122名	123名	94名
計	790名	65名	121名	105名	167名	195名	137名

5) 調査の結果と分析

① 食材を購入する場所について

食材を購入する場所



食材を購入する場所について最も多かったのは「フジ、サティ、M2、まるひろ、セブンスター、マルナカなどのスーパーマーケット」で、全体の60.3%を占めています。次に多かったのは「Aコープやくみあいマーケットなどの農協系店舗」で48.6%と半数近くの人が利用しています。これにより大半の人はスーパーと農協系列店で食材を購入していることがわかります。

また、年齢別にみると20～30歳代は約8割がスーパーを利用しており、60歳以上の25%が家庭菜園などで自給している点が他の年代と比べて特徴的です。

さらに、20～30歳代の動向と平成15年度に26歳を対象に今治市で実施した「食生活と地産地消の取り組みに関する意識調査」と比較すると、当時産直市を利用すると回答したのは、14.5%でしたが、今回は24.1%と10ポイント高くなっており、若い世代でも産直市を活用する人が増えていることがわかります。このことは、平成19年に大型の直売施設が開設されたことが影響していると考えられます。

② 食材選ぶときに注意をしていること

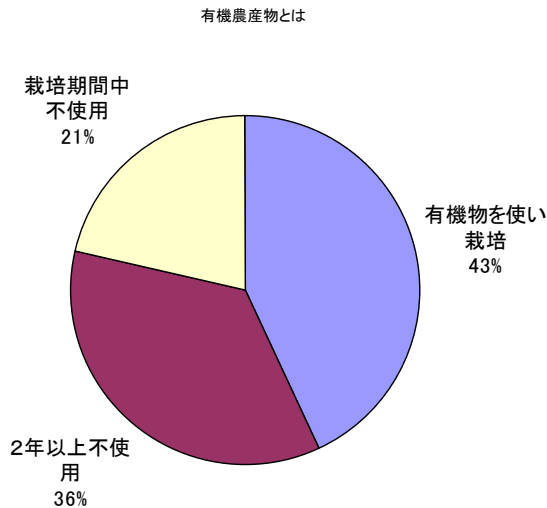
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
新鮮であること	80.0%	91.7%	92.4%	92.8%	90.3%	86.1%
安全であること	76.9%	76.0%	79.0%	74.9%	82.6%	75.2%
値段が安いこと	75.4%	76.0%	69.5%	60.5%	60.5%	51.8%
おいしさ	46.2%	56.2%	43.8%	37.7%	36.9%	35.8%
産地や生産者の確かさ	30.8%	44.6%	52.4%	50.3%	60.5%	54.0%
地元産	16.9%	26.4%	20.0%	38.3%	40.0%	59.9%
栄養が豊富であること	16.9%	19.0%	20.0%	16.2%	23.6%	31.4%
品質が日持ちすること	21.5%	17.4%	14.3%	13.2%	13.8%	24.8%
生産履歴がはっきりしている	7.7%	14.0%	13.3%	18.0%	30.8%	25.5%
健康によい	20.0%	33.9%	29.5%	39.5%	52.3%	54.7%

食材を選ぶ時に注意をしていることについては、どの年代も共通して、「新鮮であること」に一番注意をしている人が多いことがわかります。また、「安全であること」もどの年代も共通して注意をしている人が多くなっています。

「値段が安いこと」や「おいしさ」は年代が上がるにつれて注意をしている人の割合が減ってきており、逆に「産地や生産者が確かであること」、「地元産であること」、「栄養が豊富であること」、「生産履歴がはっきりしていること」、「健康によいこと」は年代が上がるにつれて割合が高くなっています。特に、「地元産であること」は20歳代が16.9%だったのに対して、70歳以上は59.9%が注意をしていると回答しており、約3.5倍に、「生産履歴がはっきりしていること」は20歳代の7.7%に対して60歳代が30.8%と約4倍になっています。

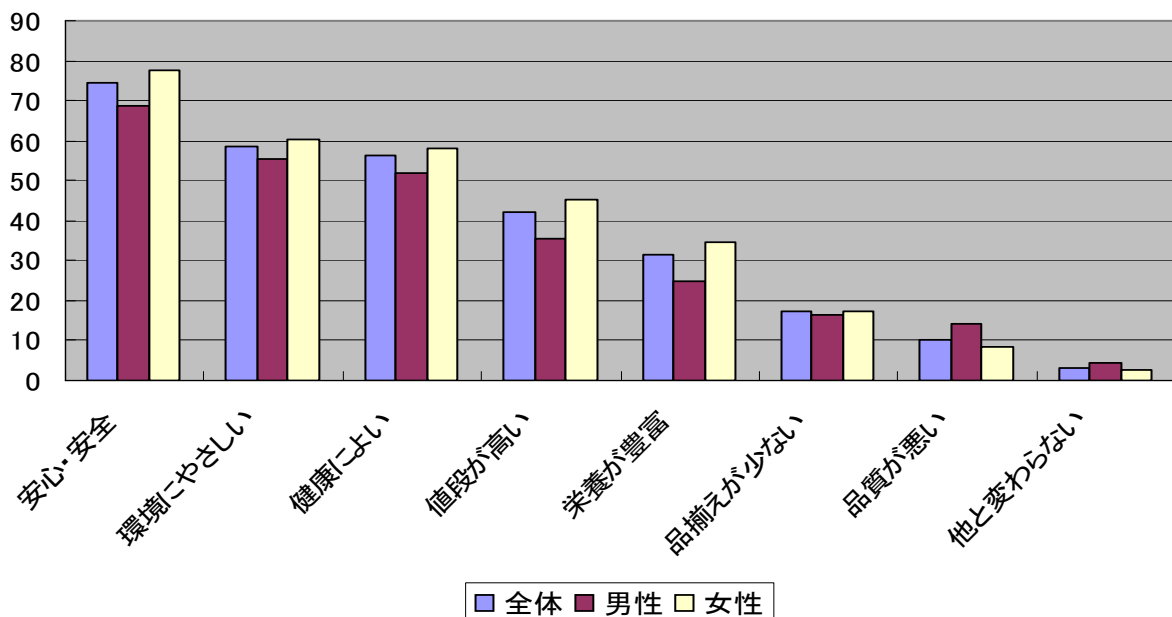
全体的に年代が高くなるにつれて食材を選ぶ時に注意をしている項目が多くなっていることがわかります。

③ 「有機農産物」の定義とイメージについて



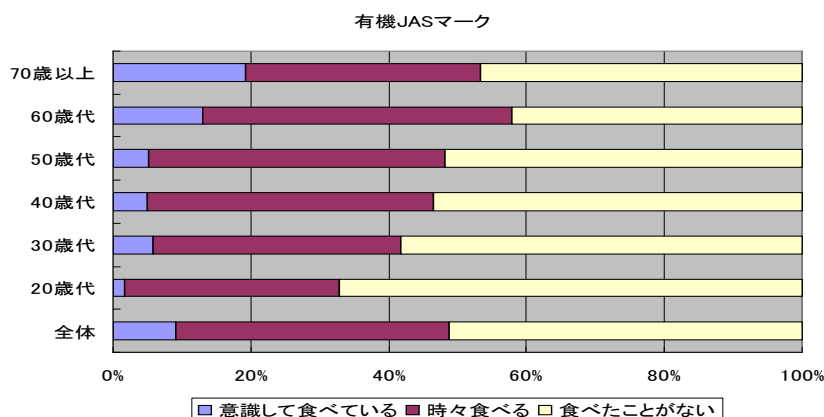
有機農産物はどのように栽培された農産物だかということについては、「堆肥などの有機物を使った土地で生産された農産物」と回答した人が最も多く43%でした。次いで「2年以上、化学合成農薬と化学肥料を使っていない土地で、化学物質を使用しないで生産された農産物」と答えた人が36%、「栽培期間中、農薬や化学肥料を使わないで生産された農産物」と答えた人が21%となっています。

有機農産物のイメージ



また、有機農産物に対して抱いているイメージについては、「農薬や化学肥料の残留の心配がないので安全・安心」と回答した人が74.7%、「自然環境にやさしい」と回答した人が58.7%、「健康によい」と回答した人が56.2%、「値段が高い」が41.9%、「おいしくて栄養価が高い」が31.5%、「品揃えが限られている」が17.1%、「虫食いなどがあって品質が良くない」が10.3%、「一般の農産物と変わらない」が3.2%でした。

④ 「有機農産物」について

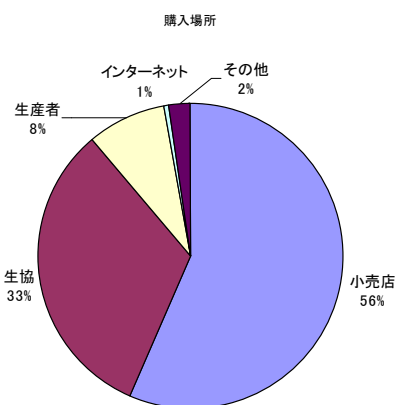
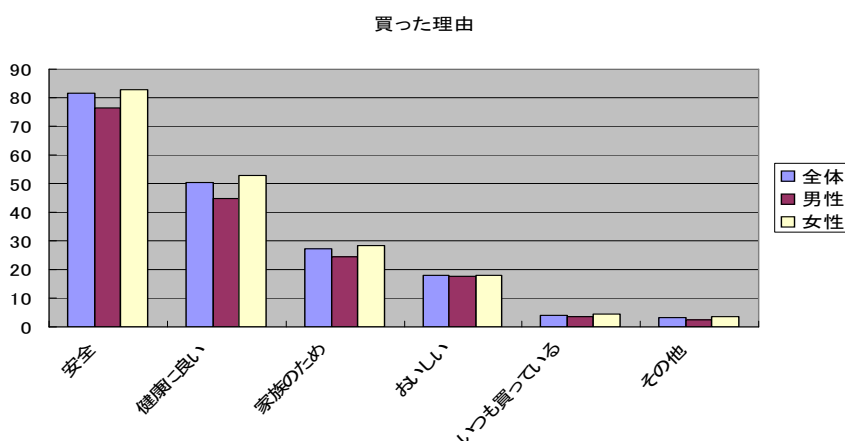


約半数の人が「有機JAS」マークがついた有機農産物を買って食べたことがあると回答しています。

また、年齢が高くなるにつれて、食べたことがある割合が高くなっています。

有機農産物を買って食べた理由を尋ねたところ、「安全だから」と回答した人が81.6%と大半でした。次いで「健康に良いから」が50.3%、「家族のためだから」が27.2%となっています。「おいしいから」と回答した人は17.9%でした。

これは有機農産物に対するイメージとほぼ等しくなっています。

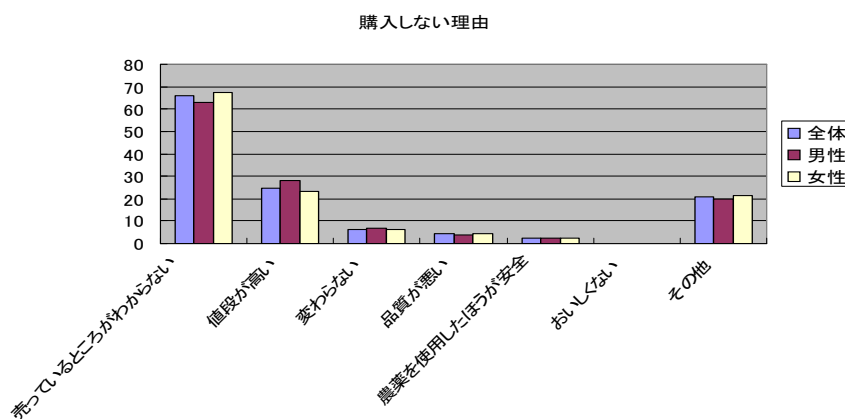


有機農産物の購入場所については、「デパートやスーパーなどの小売店から購入する」と回答した人が最も多く56%、次いで「生協から購入する」が33%、「生産者から直接購入する」が8%、「インターネットで購入する」は1%でした。

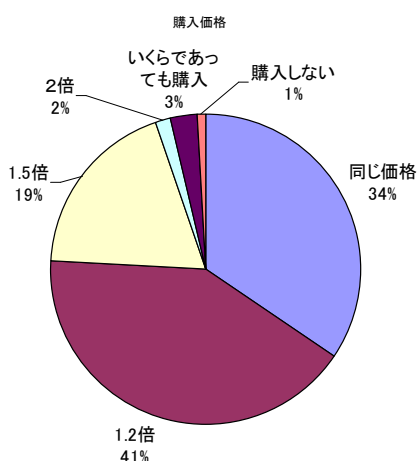
その他には、「直売所で購入する」、「農家の人からもらう」、「家族が作っている」という意見がありました。

逆に有機農産物を買って食べたことがない理由については、「売っているところがないから」66%、「値段が高いから」24.9%、「一般の農産物と変わらないから」6.5%、「虫食いなどがあって品質が悪い」が4.2%、「適切に農薬を使用して栽培した農産物の方が安全だから」が2.4%

となっています。



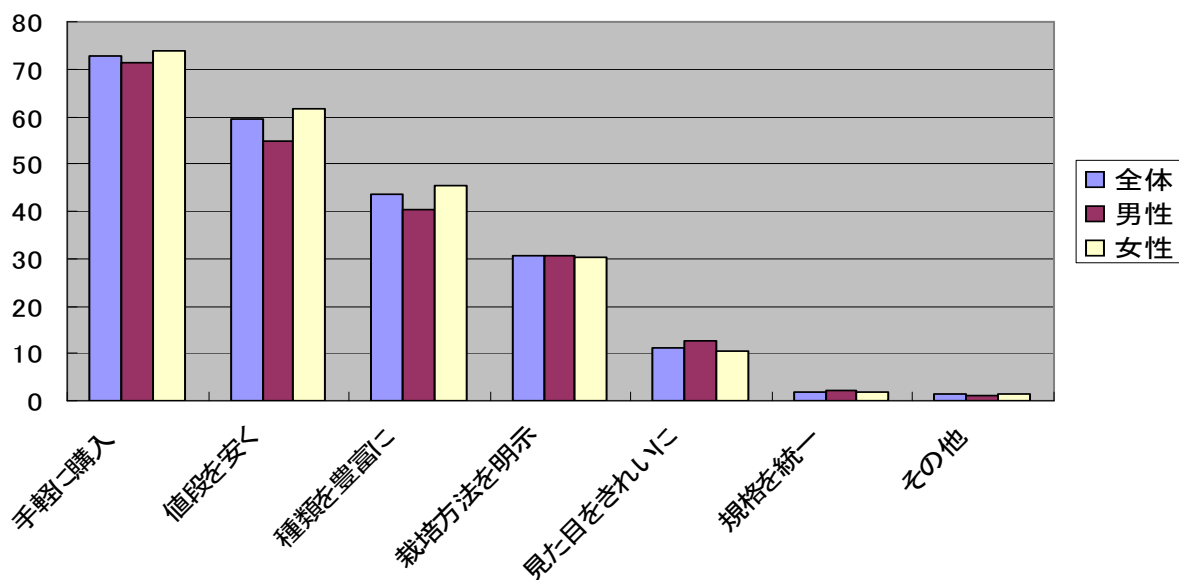
⑤ 「有機農産物」の購入について



有機農産物と一般の農産物が選べる時、有機農産物の価格がいくらくらいまでなら購入しようと思うか尋ねたところ、「一般農産物の1.2倍の価格まで」が41%、次いで「一般の農産物と同じ価格」が34%、「一般の農産物の1.5倍まで」が19%、「一般の農産物の2倍まで」が2%、「いくらであっても購入する」が3%、「一般の農産物の2倍まで」が2%、「いくらであっても購入しない」が1%でした。

一般の農産物の1.2倍程度までの価格であれば75%の人が有機農産物を購入してみたいと思っていることがわかります。

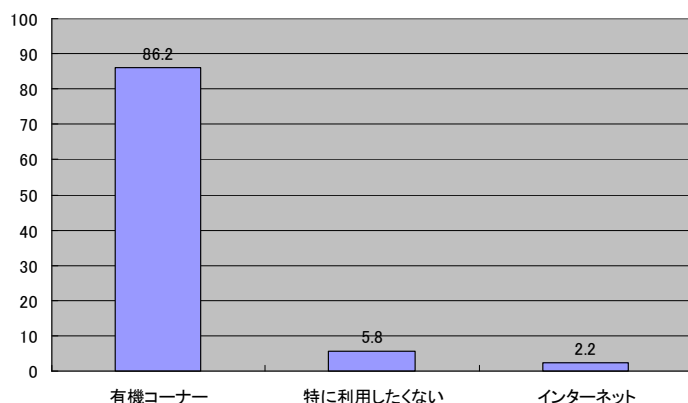
有機農産物に望むこと



有機農産物を購入する際に望むことは、「いつでも、どこでも手軽に購入できるようにして欲しい」と回答した人が72.9と最も多く、次いで「値段を安くして欲しい」が59.4%、「品揃えや種類を豊富にして欲しい」が43.7%、「どのように栽培されたか、栽培方法を明示して欲しい」が30.5%、「虫食いなどをなくして、見た目がきれいな野菜にして欲しい」が11.1%、「大きさや規格をそろえて欲しい」が1.9%となっています。

見た目や規格はそれほど重要視されていないことがわかります。また、「見た目」や「規格」は女性よりも男性のほうが気にしている割合が高くなっています。

有機農産物の購入



「地元産の有機食品を手軽に購入できる場があれば利用してみたいと思うか」と尋ねたところ、全体の86.2%の人が「スーパーや直売所で『有機食品コーナー』があれば利用したい」と回答しました。一方、「インターネットで注文できるような仕組みがあれば利用したい」は2.2%でした。

このことから、スーパーなどで買い物のついでに気軽に有機農産物が手に入るのであれば、大部分の人が購入してみたいと思っていることがわかります。

6) まとめ

全体をとおして、年齢が高くなるにつれて健康への意識が高まり、健康への意識が高まるにつれて有機農産物に対する意識も高まる傾向が現れています。また、男性よりも女性のほうが健康や有機農産物に対する意識が高いこともわかりました。

また、世代を問わず、自由意見にたくさんのご意見をいただいたことから、後をたたない産地偽装や農薬の残留といった食品の偽装を問題を受け、「食」に対する意識や関心が非常に高まっていることがわかります。

今回の調査をとおして、有機農産物に対する意識をみると、

- (1) 有機農産物を買って食べる理由は、安全で健康にいいからであり、
- (2) 約半分の人には有機農産物が売ってある場所がわからなかったり、売っていても高価であるため、有機農産物を食べたことがない。
- (3) しかし、一般の農産物の1.2倍～1.5倍の価格で
- (4) スーパーなどに有機コーナーがあり、いつでも手軽に購入することができれば、半数以上の人が利用してみたいと考えている。
- (5) また、特に有機農産物を求めたいと思う食品は葉菜類や果菜類である。

などのことが現れています。

一方で、「有機農産物」の定義やイメージは漠然としたものであって、「無農薬野菜」との区別がついていない人も多く、有機農業や有機農産物がどういったものか、はっきりとはわからない人が多数いることがわかりました。

さらに、有機JAS認証を知らない人たちもおり、「有機JAS認証を受けていないと有機と表示ができない」ことを知らない人も多くいるのではないかと推測できます。

これらのことから、今後はこのアンケート結果の分析を踏まえながら、有効な施策の展開を図っていく必要があります。

特に、消費者に有機農業や有機農産物に対しての正しい意識をもってもらい、有機農産物の価値を判断し、適正な価格で購入してもらえるように啓発を行うと同時に、有機農業の振興、有機農業により生産される農産物の生産拡大を図り、販売体系の整備を行うなど、生産、流通、消費、教育といったあらゆる側面から有機農業の推進を行っていく必要があります。

第4章 有機農業の振興計画の基本的な事項

1 有機農業を核とした地域振興の基本構想

1) 農業者が有機農業に容易に従事するための取組の推進

有機農業は、化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本としますが、農薬や化学肥料を使用しなくても慣行農業^{*1}と同等以上の品質や収量を上げることが重要です。慣行農業から有機農業に転換する際には、土づくりを始めとする労力が増加したり、病害虫の発生による減収リスクが増加するなど、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴う場合が多いと思われています。

こうした課題を克服し、農業者が容易に有機農業に従事できるようにすることが重要であることから、地域に適した技術体系を確立・普及するとともに、有機農業に取り組むにあたっては各種支援施策を実施する必要があります。

2) 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売を積極的に行うための取組の推進

有機農業への取組は未だ少ないものの、有機農業により生産される農産物に対する潜在的な需要は多いと考えられることから、農業者が有機農業による経営を安定して展開できるよう需要を的確に捉え、販路の開拓に取り組むことが重要です。

そのためには、有機農業による農産物の生産量を増加させ、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）や農業団体等と、農産物の販売業者又は実需者^{*2}とが連携・協力し、様々な流通形態に対応することによって、有機農業により生産される農産物の販売又は利用の拡大に取り組むことが必要です。

3) 消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるための取組の推進

消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大している中、有機農産物の生産・販売量を拡大し、有機農産物を消費者が容易に入手できるようにすることが重要です。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、その生産、流通、販売及び消費に関する情報が受発信されることが必要です。

さらに、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、並びに食品表示法（平成25年法律第70号。）に基づく有機食品等についての適正な表示を推進することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが重要です。

*1 慣行農業 その地域で一般的に行われている農業生産方式のこと。特別栽培農作物の概念が規定された際に、慣行的に行われている農業に対して農薬使用回数が半分以下、化学合成肥料の使用料が半分以下などと定義されたため、「慣行」という用語が用いられるようになった。

*2 実需者 小売・卸売業者、加工業者、外食業者などをいう。

4) 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、消費者の有機農業に対する理解の増進が重要であることから、食育、地産地消、産消提携^{*1}、農業体験学習等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携の促進を図る必要があります。

5) 農業者その他の関係者の自主性の尊重

我が国における有機農業は、これまで、専ら、有機農業を志向する農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきました。今後の推進に当たっては、有機農業者及びこれから有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要です。

また、有機農業に関する技術体系が十分に確立されておらず、有機農産物の生産も未だ少ない現状において、有機農業による農産物の生産、流通又は販売は、農業者その他の関係者の意向に十分配慮し、地域や農業者の実情に応じて柔軟に進めるよう留意する必要があります。

6) 地域の環境保全の推進

有機農業の推進に当たっては、化学合成農薬や化学肥料を使用しないことはもとより、一般管理においても化学物質を使用しないことが必要です。

そして、その効果を測定するため、有機農業者等が行う田んぼや水路の生きもの調査の結果を適宜分析する必要があります。

7) 地域の農業振興の方針

有機農業の推進に当たっては、地域の農林水産業の振興に結びつける必要があります。

このため、今治市食と農のまちづくり条例の規定に従い、食育や地産地消の推進の取り組みと一体的に有機農業を推進するとともに、福祉や教育分野の取り組みも含めた総合的な推進が必要です。

また、地域の食糧自給率の向上を図る必要があります。

8) 地域の活性化との連携

有機農業の推進に当たっては、地域の活性化に資する取り組みが必要です。

消費者や慣行農業者の有機農業理解の促進のための交流会等のイベントの開催や消費者による援農^{*2}、子どもたちによる有機農業体験の実施などはその有効な手段の一つであると思われます。

単に有機農業による生産振興だけでなく、販売、加工、飲食などの分野で地域ぐるみの取り組みに広げていく必要があります。

*1 産消提携 農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みのこと。

*2 援農 有機農業者等と提携関係にある消費者が、有機農業者の所を訪れ、農作業を手伝うこと。

2 取り組み目標

1) 有機農業者の育成に関する目標

目標	基準値 (平成19年)	現状値 (平成25年)	目標値 (平成23年)	増加率 (現状/目標年)	次期目標値 (平成32年)
有機 J A S 認定者数	12人	20人	20人以上	100%	27人
有機農産物作付け面積 (JAS)	24ha	25.9ha	48ha	54%	35ha
(参考) 有機農産物作付け面積 (JAS 外含む)	29ha	44.4ha	—	—	—

2) 有機農業により生産される農産物の流通・販売の拡大に関する目標

目標	基準値 (平成19年)	現状値 (平成25年)	目標値 (平成23年)	増加率 (現状/目標年)	次期目標値 (平成32年)
有機農産物出荷量	54 t	213.7 t	108 t	198%	300 t

3) 有機農業者と消費者の交流の促進

有機農業者と消費者の交流活動を毎年度 1 回以上行います。

平成32年度の有機農産物の作付け目標 35 ha

3 目標年度

事業の目標年度は、この地域振興計画の最終年度（平成32年度）とします。



地産地消モデルタウンのイメージ（農林水産省）

第5章 有機農業推進の施策の内容

1 農業者が有機農業に容易に従事するための取組の目標

(1) 有機農業の取組に対する支援

【基本目標】

有機農業で生産される農産物の安定的な生産の確立を図ります。

市は、有機農業に必要な技術の導入を支援するため、有機農業者等が利用する共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、有機JAS認証の取得を進めます。

また、国や県による事業の活用を図りながら、引き続き有機農業による地域農業の振興を展開していくため、有機農業者、市、農業団体、有機農業の推進に取り組む民間の団体等の協力を得て、地域における有機農業の振興を図ります。

【重点プロジェクト】

- 1) 日本型直接支払（環境保全型農業直接支払）を活用した支援を行います。
- 2) 水田活用直接支払交付金を活用した環境保全型直接支払いを行います。
- 3) 地産地消推進事業により有機農業を行うための環境整備を行います。
- 4) JAS法に基づく有機認証取得推進事業を実施します。

【主要施策】

① まちづくりとしての有機農業

地域の有機農業者や市、農業団体、有機農業の推進に取り組む民間の団体等が一体となって地域の有機農業を推進し、有機農業による地域農業の振興を図ります。

② 環境保全型直接支払いの実施

水田活用直接支払交付金（産地交付金）を活用し、米の生産調整に参加する有機農業者等に対し、環境保全型直接支払い（2万円/10a）を行います。

③ 日本型直接支払（環境保全型農業直接支払）の活用による支援

国の日本型直接支払（環境保全型農業直接支払）の活用を図ります（有機農業の取組や、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減することと合わせて行う緑肥の作付けや堆肥の施用など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して8千円以内/10aを助成）。

また、27年度よりこれまでの個人申請からグループ申請へと変更となっているため、農業者の組織づくり等を支援します。

④ 地元産有機農産物等普及推進事業の実施

市地産地消推進事業における地元産有機農産物等普及推進事業を活用し、有機農業に取り組む農業者等に対し、ポット田植機、ペレット成型器、温湯消毒器などの必要な資機材の導入を支援します。(補助率 1/3)

⑤ 人・農地プランへの位置づけの支援

国の経営体育成支援事業や、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利軽減負担措置を受けようとする、「人・農地プラン」に位置づけられることが必要となります。そのため、有機農業者が今後、地域の中心となる担い手としてプランに位置づけられるよう支援します。

⑥ JAS法に基づく有機認証取得推進事業の実施

有機JAS認定の申請を行う農業者あるいは年次調査を受ける認定事業者^{*1}に対し、認定手数料又は調査手数料の助成を行います。(手数料相当額(但し5万円を限度とし、1認定者に対し、最高3年間までとする。))

⑦ 共同利用機械・施設の整備支援

有機農業を推進するためにJAや営農集団等が、たい肥等の生産・流通施設等を整備したり、共同利用機械を導入する場合に、強い農業づくり交付金等を活用して助成を行います。

⑧ 有機農業者のグループづくりに対する支援

有機農業者やこれから有機農業に取り組もうとする者がグループを作って有機農業を推進しようとする場合において、グループの設置に要する経費を支援する制度を設けます。

また、そうした団体が行う技術研修活動等に対し、中核農家等自主研修活動助成事業の活用による支援を行います。

⑨ 農業改良資金等制度融資による支援

必要に応じて農業近代化資金、農業改良資金、農林漁業金融公庫資金などの制度融資の利用を支援します。

⑩ JAへの有機農業部会設置の働きかけ

越智今治農協、今治立花農協に有機農業部会の設置を要請し、部会による学習・研修活動や先進地視察等の取り組みを支援します。

⑪ 有機農業を推進する地方自治体との交流や連携の促進

山形県鶴岡市(旧藤島町)や島根県鹿足郡吉賀町(旧柿木村)、宮崎県東諸県郡綾町など有機農業を推進する地方自治体と交流や情報交換を進め、有機農業推進法への対応や各種要望活動を行い、有機農業者に対して有効な支援が講じられるよう連携を呼びかけます。

*1 認定事業者 JAS法に基づく有機農産物の生産行程管理者の認定を受けた者

⑫ 有機農業共済制度創設の働きかけ

台風や水害などの天災や病害虫の発生による被害、転換期間中の減収があった場合にそれを補填する共済制度の創設を国や県に働きかけます。また、地域におけるも補償制度の創設の可能性について研究を行います。



有機ねぎ



有機にんじん

(2) 新たに有機農業を行おうとする者の支援

【基本目標】

市は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業に転換を希望する者が円滑に有機農業を行うことができるよう、就農相談、ほ場や住居の紹介や斡旋、有機農業の指導者や研修受け入れ先の紹介、有機農業の推進に取り組む団体等が行う研修教育の推進、就農支援資金の貸付け等による支援に努めます。

また、有機農業を行おうとする新規就農希望者のニーズを把握し、適切な指導及び助言が行われるよう、市は、市及び農業団体の職員等を対象に、有機農業の意義や実態、有機農業の取組を支援できる各種施策に関する知識等を習得させるための研修の実施に努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 青年就農給付金等の活用による支援を行います。
- 2) 人・農地プランへの位置づけを支援します。
- 3) 有機農業の基礎知識や技術を学ぶ実践農業講座を開設します。
- 4) 指導的立場にある市やJAの職員の能力の向上を図ります。
- 5) 関係機関が行う研究開発の成果の普及の促進に努めます。

【主要施策】

① 青年就農給付金等の活用による支援

新たに有機農業を始めようとする者が、認定新規就農者になれるよう、いつ、どこで、どのような農業を始めたいのか、また、そのために必要な技術や知識をどこで身につけるのか、などを記載した青年等就農計画の作成を支援し、国の青年就農給付金や青年等就農資金（無利子融資）の活用を支援します。

* 青年就農給付金（経営開始型）の受給、青年等就農資金（無利子融資）の活用、経営所得安定対策への加入などを行うためには、認定新規就農者となる必要があります。

* 新規就農者への支援の内容については、巻末参考資料参照

② 人・農地プランへの位置づけの支援

国の青年就農給付金（経営開始型）や経営体育成支援事業を受けようとする、「人・農地プラン」に位置づけられることが必要となります。そのため、新たに有機農業を始めようとする者が、今後、地域の中心となる担い手としてプランに位置づけられるよう支援します。

③ 実践農業講座の開設

有機農業に関する基礎的な知識や技術の習得を図るための農業講座を実施します。

講座は、月2回1年間のコースで、全24コマに、ほ場実習や座学を取り入れ、土壌診断や加工などの技術も学ぶことができるようにします。



実践農業講座

④ 有機農産物の生産行程管理者講習会の実施

有機JAS登録認定機関であるNPO法人愛媛県有機農業研究会に委託して、有機農産物の生産行程管理者講習会を実施し、有機農業者及び有機農業を行おうとする者が、負担なく気軽に講習が受けられる環境を整えます。

⑤ 就農希望者の研修を受け入れる有機農業者等への支援の実施

新たに有機農業に取り組み就農を希望する者の研修を受け入れる先駆的有機農業者に対し、研修者が、研修修了後に市内に有機農業で就農することを条件に、研修生1人当たり月2万円（最長1年間）を助成します。

⑥ 就農相談の実施

市地産地消推進係が窓口になって、東予地方局今治支局地域農業室、農業委員会、農協、有機農業者、有機農業を推進する団体等との連携による就農相談を行い、新たに有機農業に取り組もうとする者の円滑な就農を支援します。

⑦ 転換期間中経営安定対策の働きかけ

ほ場を慣行農業から有機農業に転換する場合、未熟な土壌から土づくりを開始しなければならないので、通常3～5年間は、農産物の収量減少が生じます。このため、この間の経営安定対策が必要になります。

具体的な内容としては、慣行農業から有機農業へ転換する際の技術習得への援助や転換期間中の減収に対する所得補償、病害虫に強い種苗の紹介、土壌を維持培養するための良質な有機肥料の供給などです。

当面は、学校給食での積極的使用など有機農業経営を支える制度面の整備を図りながら、転換期間中の減収に対する所得補償制度の創設について国県への要望を行います。

⑧ 有機農業推進員の設置

今治市営農指導員連絡協議会に所属する営農指導員が、有機JAS登録認定機関の実施する生産行程管理者講習会や有機JAS検査員講習会を受講できるよう支援し、講習修了者を有機農業推進員に委嘱して、有機農業に取り組もうとする農業者等の掘り起こしを推進します。

⑨ 地域営農集団自立支援事業の実施

地域における営農集団が有機農業に取り組もうとする場合に、必要な機械、施設の整備を支援します。

⑩ 有害鳥獣被害防止対策の支援

いのしし、猿、カラスなどによる有機農産物への被害を防止するため、有害鳥獣防止対策の実施に努めます。

⑪ 有畜小農複合経営のすすめ

小規模な酪農や養鶏と耕種栽培を行い、家畜や家禽の糞を堆肥に利用したり、農産物の残渣を飼料として活用するような経営内での資源循環を可能にする有畜複合経営を推奨します。

(3) 有機農業に関する技術の開発及び普及の促進

慣行農業で使用している資材等を有機農業で使用可能な資材に替えていくだけの技術は、本来の有機農業技術とは言えません。自家製の堆肥の施用、農薬を使用しない病害虫防除技術を用いるなど、市販の資材を安易に購入しなくてもすむような有機農業技術の普及が不可欠です。

【基本目標】

市は、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系の普及を図るため、先駆的有機農業者等の協力を得て、有機農業の実証圃や展示圃の設置に努めます。

また、本市の立地条件に適応した有機農業に関する技術のマニュアル化や他の研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を地域の農業生産の現場に適用するために必要な施策を講じます。

また、有機農業者及び新たに有機農業を行おうとする者の技術に対するニーズを的確に把握し、それを国や県、大学等の試験研究機関における研究開発に反映させるよう努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 地域に適した有機農業技術のマニュアル化を図ります。
- 2) 高品質有機農産物生産技術の向上に努めます。
- 3) 自家採種や自家育苗について技術の普及・定着を図ります。
- 4) 有機農業者等の技術に対するニーズを把握し、国や県、大学の試験研究機関に試験を要請します。
- 5) 研究開発の成果の普及の促進に努めます。

【主要施策】

① 有機農業の実証圃や展示圃の設置

先駆的な有機農業者の技術を有機農業者や有機農業に取り組もうとする者に公開し、あるいは国や県から得た様々な技術を実証するため、有機農業者等の協力を得て、有機農業の実証圃や展示圃の設置に努めます。

② 立地条件に適応した有機農業技術の研究

地域の先駆的有機農業者の協力を得て、栽培技術を調査研究し、今治的有機農法として体系化します。また、あわせて国が全国の技術を体系化することを受け、それらの技術の中から今治地域に適応するものを抽出、リスト化してマニュアル化し、作物毎の今治版の栽培指針を作成するなどして定着、普及を図ります。

また、有機農業者等の協力を得て、新たな技術を地域の農業生産現場に適応するための実証試験の実施を行い、その成果の普及を図ります。



栽培技術マニュアル

③ 自家採種や自家育苗の技術定着

有機農産物の日本農林規格の改正により、有機JAS認証を取得するためには、一部の果菜類及びこんにゃくをのぞき、一般の購入苗の使用ができなくなっています。そのため、自家採種の方法、育苗培土の作り方や自家育苗方法についての講習会などを実施し、技術の向上、定着に努めます。

④ 全国レベルでの活動への参画

NPO法人日本有機農業研究会、日本有機農業学会、有機農業参入促進協議会等の活動に積極的に参画し、全国レベルでの有機農業の推進に関する情報収集や情報交換、技術の把握に努め、地域の有機農業者等に発信します。

⑤ 使用可能資材情報の提供

有機農産物の日本農林規格で規定される使用可能資材か使用禁止資材かの判定は、その原材料や製造方法まで検証して行う必要があるため、一般の農業者には困難な作業です。

このため、市が登録認定機関と協定を結ぶなどして、資材判定の相談窓口となり、有機農業者等から照会のあった資材について、使用可能か否かの情報提供を行うことができますようにします。

⑥ 条件不利地における有機農業技術の研究

島嶼部や中山間地などの条件不利地において容易に有機農業に取り組むことができる技術や作型について調査研究し、その普及を図ります。

特に、島嶼部における有機農業による柑橘栽培の技術の事例収集と普及に努めます。

(4) 遺伝子組み換え作物の交雑等の防止

【基本目標】

地域において遺伝子組み換え作物が栽培されると、不作為の交雑等による有機農産物への汚染等の懸念が生じ、農業者の自助努力ではこれを防止できない恐れがあります。このため、市内における遺伝子組み換え作物の栽培を市長の許可制にしています。

【重点プロジェクト】

1) 遺伝子組み換え作物の栽培を許可制にしています。

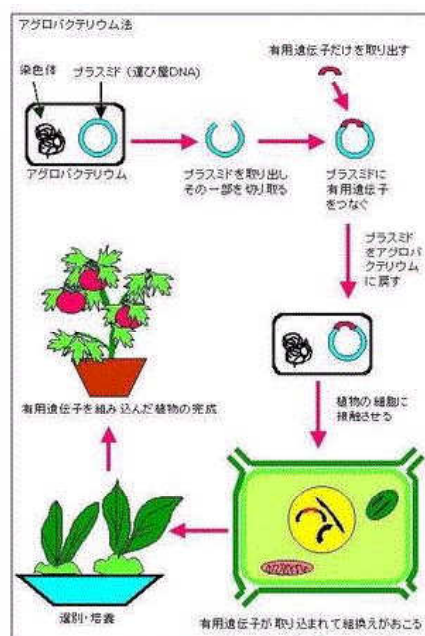
【主要施策】

① 遺伝子組み換え作物の交雑等の防止

今治市食と農のまちづくり条例により、市内における遺伝子組み換え作物の栽培を市長の許可制にし、有機農産物等への混入、交雑等を防止します。

② 遺伝子組み換え作物のモニタリングの実施

市及び有機農業者及び有機農業を推進する団体等が協働して、遺伝子組み換え作物の栽培をモニタリングします。



遺伝子組み換え作物の作り方（アグロバクテリウム法）

出展：農林水産技術会議事務局HP

2 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売を積極的に行うための取組の目標

(1) 有機農業により生産される農産物の生産・流通の拡大

【基本目標】

市は、農業団体等と連携・協力して、有機の特色を活かした有機農産物の販売や消費者・実需者のニーズを反映した有機農産物の生産を実現するため、有機農業者等に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）の活用の促進を図るとともに、直売施設やインターネットを利用した情報の受発信を働きかけます。

さらに、農産物直売施設等の整備の支援に努めるとともに、相当程度のまとまった量の有機農産物を確保できる場合は、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は食品製造業者や外食業者等の実需者と、有機農業者、農業団体等との意見交換や商談の場の設定、卸売市場流通における第三者販売や直荷引きの仕組みの適用等を通じ、有機農業者や農業団体等と、流通業者、販売業者や実需者との橋渡しに努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援を行います。
- 2) 農産物直売所等の施設やコンテンツの整備を支援します。
- 3) 有機農業者等と販売業者及び実需者等との橋渡しに努め、ローカルマーケットの創設を働きかけます。

【主要施策】

① 意見交換や商談の場の設定

県が実施する「愛あるサポーター交流会」「えひめ・まつやま産業まつり」、JAが行う「農協まつり」等の機会を捉えて、有機農業者等と消費者や実需者の交流を図り、情報交換を行います。

また、市が実需者からの問い合わせに応じて有機農業者や有機農業を行う団体等の紹介を行います。

② 農産物直売施設等の整備支援

越智今治農協の地産地消型地域農業振興拠点施設「さいさいきて屋」並びに今治立花農協の「たちばな元気市」において有機農産物等の流通・販売を行うための施設整備やコンテンツの開発を支援します。



さいさいきて屋有機コーナー

③ 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ

食のメールを配信して、有機農業者や地産地消推進協力店の情報を消費者に配信します。また、市地産地消推進室のHPでインターネットによる情報の受発信の働きかけを行います。

④ 有機食品のフードシステム^{*1}構築の支援

市内でフードシステムが完結する有機食品については、その川上から川下にいたるまで有機食品の有機性を損なわない流通、販売方法を推奨するとともに、有機農業の推進に資する総合的な施策に取り組みます。

⑤ イベント等における有機農産物の活用

市が行うスタンプラリー等のイベントの賞品、懸賞の景品、記念品等に有機農産物を活用し、消費者へのPRと消費拡大に努めます。

⑥ エコえひめ認証制度の活用

有機農業で生産したけれども有機JAS認証は受けない有機農産物の表示に関して、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日改正18消安第14413号）（節減対象の化学肥料・化学合成農薬不使用）（エコえひめ認証制度）等の活用について検討します。



エコえひめ認証マーク

（農薬・化学肥料不使用）

⑦ TPP体制のもとでの有機食品の優位性の啓発

TPPにより、輸入量が増加するであろう安価な外国産食品（外国産有機食品を含む）に対抗すべく、地元産有機食品の優位性の啓発に努めます。

⑧ 青年有機農業者ネットワーク構築の支援

国の事業である「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築全国推進事業」を活用し、その実施団体に青年有機農業者を紹介するなどして、ネットワークの構築及び販路拡大に努めます。

*1 フードシステム 食料農産物が生産されてから、それが流通して経営者に渡るまでの全体の流れのこと。

(2) 学校給食等への有機農業により生産された農産物の積極的な導入

【基本目標】

学校給食においては、栄養やカロリーを重視するのはもちろんですが、まず、安全で良質な有機農産物を子どもたちに食べさせることが大切です。

このため、学校給食や公的施設への有機農産物の導入の拡大に努めます。



【重点プロジェクト】

- 1) 学校給食への有機農産物の導入の拡大を図ります。
- 2) 公的施設への有機農産物の導入の促進について検討します。

【主要施策】

① 学校給食向け有機農産物の生産拡大の支援

立花地区有機農業研究会の活動を支援するとともに、農業講座修了生やさいさいきて屋出荷者などを中心に島嶼部や山間部にも有機農産物の生産グループを組織して、学校給食への有機農産物の導入の拡大を図ります。



有機食材を使った学校給食

② 学校給食における有機食材自給システムの検討

小中学生が、米、ジャガイモなどを学校農園で有機農業により生産し、それを学校給食の食材として利用することができるシステムの構築を検討します。

③ 有機米への切り替えの検討

現在、学校給食で使用している特別栽培米（農薬・化学肥料50%以上削減）を、小中学生が栽培に携わった有機米へ切り替えることについて検討します。

④ 学校給食懇談会の開催

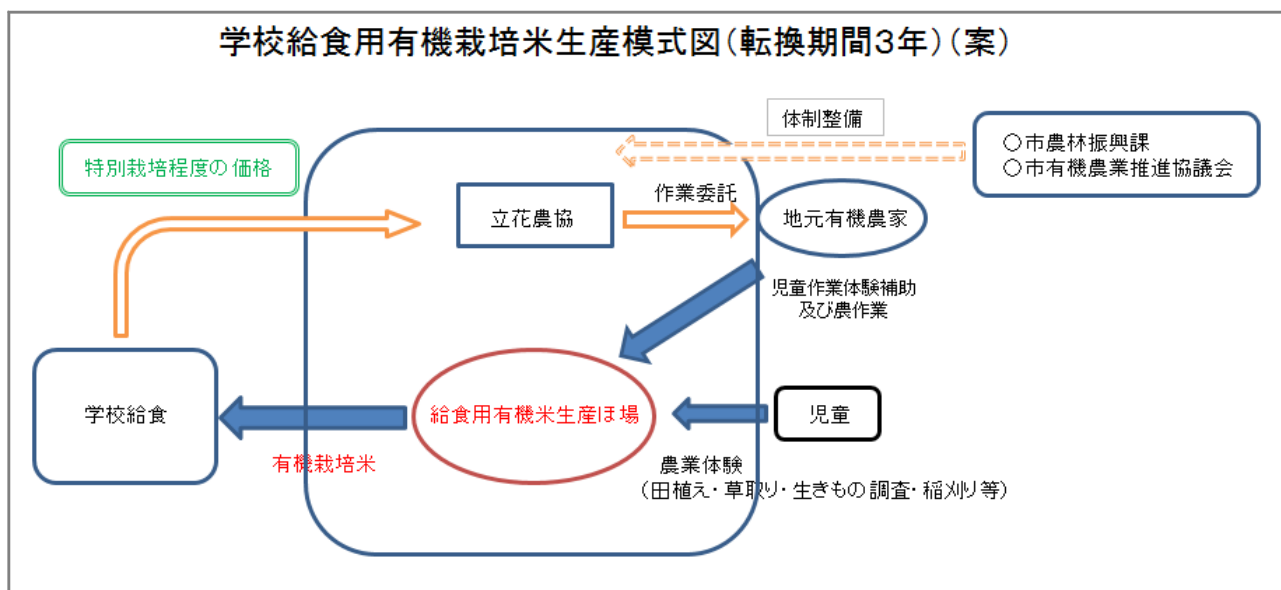
校区内生産校区内消費を目指し、各調理場ごとに農業者、農業団体、PTA、教員、栄養士、市などで構成する学校給食懇談会を設置し、校区内における有機農産物の生産の拡大と流通面の課題の抽出、解決に努め、学校給食への有機農産物導入システムの構築に努めます。



学校給食懇談会

⑤ 公的施設への有機農産物の導入の促進

保育所、幼稚園の給食、観光・文化施設等で供される食材に、有機農産物が使用されるよう働きかけを行います。



(3) 有機加工食品の製造、加工、開発の支援

【基本目標】

有機農業で生産される農産物は、大きさや形が揃わず、生鮮食品として店頭で並べることが難しいものも少なからずあります。そのため、こうした有機農産物を製造・加工して販売に結びつけることにより、有機農業者等の経営力向上を目指します。

具体的には、有機農業者が家内的に行う乾燥や漬け込み、塩蔵などを施す簡易な加工施設の整備や、製造・加工業者、または、JA等が運営する有機農産物加工施設の整備を支援します。

さらに、JAS法に規定される有機加工食品の生産行程管理者や小分け業者の認定を進めます。

【重点プロジェクト】

1) 有機農業で生産される有機加工食品の製造・加工・流通・販売面の支援を行います。

【主要施策】

① JAS法に基づく有機認証取得推進事業の実施

有機JAS認定の申請を行う製造・加工業者、小分け業者、あるいは認定事業者が年次調査を受ける場合において、認定手数料又は調査手数料に対して助成を行います。(但し5万円を限度とし、1認定者に対し、最高3年間までとする。)

② 地域特産物の有機食品化の推進

有機乃万たくあん、有機みかんジャム、有機いよかんジュース、有機豆腐など地域特産物の有機食品化を実施する人の育成支援を図ります。



三皿園の有機はるみジュース

③ 有機農産物加工施設の整備の支援

強い農業づくり交付金等の活用を図り、有機農産物を製造・加工する施設の整備を支援します。

また、有機農業者等が家内的に簡易な加工を行うための施設の整備の支援や保健所の許可を取得するための申請書の作成等を支援します。

④ 有機加工食品の生産行程管理者講習会の実施

有機農業者、製造・加工業者を対象に、有機加工食品の生産行程管理者講習会の受講を支援します。

⑤ 有機農業者による6次産業化の支援

有機農業者による新商品の開発・販路開拓や加工・販売施設等整備、他産業との連携など、6次産業化への取組を支援します。

3 消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるための取組の目標

今治市では、「誰もが容易に有機農産物を入手できる」というのは、「コンビニで24時間いつでも有機農産物を購入することができる」とか「旬に関係なく年中いつでも購入できる」とか「必要な物を必要なときに必要なだけ入手できる」ようにすることであるとは考えていません。

有機農業について正しく理解する消費者が真っ当な対価を払って入手できるようにすることが重要であると考えています。

有機農業の推進は、経済至上主義やWTO体制の中で慣行農業がさらされている「安ければそれでいい」という価値観と同じ土俵で行うべきではありません。

(1) 消費者に対する有機農産物等の入手情報の提供

【基本目標】

市は、消費者が容易に有機農産物等を入手できるよう、インターネットの活用などによる情報の受発信、資料の提供、有機農産物等を取り扱う優良な販売店等の認証等を通じて消費者を始め、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農産物等を取り扱う地産地消推進協力店の認証の拡大を図ります。
- 2) 消費者に対し有機食品等を取り扱う販売店等の情報を発信します。

【主要施策】

① 地産地消推進協力店の拡充

有機農産物の販売、有機加工食品の製造、有機食材を使う飲食店などを地産地消推進協力店として認証し、ノボリやステッカーなどの販促グッズの配布やPRパンフレットの作成、HPでの広報等によりPRに努めます。

② 有機農産物等の販売店の紹介

市地産地消推進係（食と農のまちづくり）のホームページ^{*1}や食のメールの配信により、有機農産物等を取り扱う販売店や加工業者、飲食店の紹介を積極的に行います。

また、生産者と消費者が提携して日本で始めて有機農業を推進する協同組合として誕生した愛媛有機農産生活協同組合^{*2}のPRに努めます。



地産地消推進協力店認証マーク

*1 市地産地消推進係のホームページ (http://www.islands.ne.jp/imabari/nourin/tisan_tisyo/)

*2 愛媛有機農産生活協同組合のホームページ (<http://www.ehime-yuuki.sakura.ne.jp>)

(2) 有機農業により生産される農産物の信頼の確保

【基本目標】

食と農のまちづくりを推進する今治市で生産される有機農産物のPRに努め、食の安全に対する信頼の確保に努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農産物の適正な生産及び表示方法の普及に努めます。
- 2) 残留農薬検査、遺伝子組み換え検査を実施します。

【主要施策】

① 有機農産物の日本農林規格に基づく生産指導

愛媛県東予地方局今治支局の農業改良普及員、農協の営農指導員等と協力して、有機農業を行おうとする農業者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格に従った生産方法の指導を行います。

② JAS法に基づく表示ルールの普及啓発

有機農産物の日本農林規格第5条、生鮮食品品質表示基準、玄米及び精米品質表示基準、及び加工食品品質表示基準等に基づく名称、産地の表示ルールの周知に努め、消費者の信頼が得られる適正な表示方法の普及に努めます。

③ 有機JASの認証のための書類作成支援

農業改良普及員、農協の営農指導員等と協力して、有機JAS認証の取得のための認定申請書や調査申告書等の記入方法の指導や生産行程管理記録、検査・不合格品の処分記録、格付け実績の記録などの作成を支援します。

④ 格付け担当者講習会の実施

登録認定機関に委託して、有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準五の1に規定される格付け担当者講習会を実施し、有機農産物等の表示を行う者が正しい表示を行うことができるよう支援します。



⑤ 残留農薬検査、遺伝子組み換え検査を実施

食の安全に対する信頼の確保と消費者とのリスクコミュニケーションを図るため、市地産地消推進室において、消費者等が持ち込んだり、市がサンプル購入した食品の簡易な残留農薬検査、遺伝子組み換え作物の混入検査を実施し、その結果を公表します。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進の目標

(1) 消費者の理解と関心の増進

【基本目標】

市は、インターネットを活用したり、シンポジウムを開催したりして、情報の受発信や資料の提供を行い、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進させます。また、消費者を含めた流通業者・実需者・学校関係者等に対しても、自然循環機能の増進や環境に対する負荷の低減、生物多様性の保全など、これまで有機農業者やその他の関係者によって培われてきた有機農業に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、有機農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努めます。

また、消費者に対して、J A S法及び食品表示法に基づく有機農産物等の表示ルールや検査認証制度の仕組み等について、正しい知識の普及啓発に努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農業に関する正しい知識の普及、啓発に努めます。
- 2) 有機農産物についての情報提供を行う「食」のメールを配信します。
- 3) 地産地消推進応援団の拡大に努めます。
- 4) 有機農産物を使った料理教室を開催するなど食育を推進します。

【主要施策】

① 有機農業に関する正しい知識の普及

有機農業や有機農産物、有機J A S認証制度などに関する正しい知識を普及、啓発するために、国や県が作成するパンフレットやリーフレット等を活用して、市独自のパンフレットを作成し、市広報への折り込み及びHPでのPRに努めます。

また、有機農業の推進は、単に消費者にとって都合が良いものではなく、生産者と消費者がお互いに思いやりを持って進める提携の方法や、有機農業的な生活の推進について啓発を行います。

② 有機農産物に関する情報提供

「食」のメールの配信や市HPを通じて有機農産物に関する正しい知識の普及に努めるとともに、有機農産物の旬や初物の出荷販売情報、有機農業者のこだわりなどの情報提供に努めます。

③ 地産地消推進応援団の拡充

有機農産物や地域の農林水産物を買う・食べることで、今治市の地産地消を応援する地産地消推進応援団の登録を促進し、拡充を図ります。

生産者と消費者の提携の方法（提携の10カ条）

日本有機農業研究会

《相互扶助の精神》

1. 生産者と消費者の提携の本質は、物の売り買い関係ではなく、人と人との友好的付き合い関係である。すなわち両者は対等の立場で、互いに相手を理解し、相助け合う関係である。それは生産者、消費者としての生活の見直しに基づかねばならない。

《計画的な生産》

2. 生産者は消費者と相談し、その土地で可能な限りは消費者の希望する物を、希望するだけ生産する計画を立てる。

《全量引取り》

3. 消費者はその希望に基づいて生産された物は、その全量を引き取り、食生活をできるだけ全面的にこれに依存させる。

《互恵に基づく価格の取決め》

4. 価格の取決めについては、生産者は生産物の全量が引き取られること、選別や荷造り、包装の労力と経費が節約される等のことを、消費者は新鮮にして安全であり美味な物が得られる等のことを十分に考慮しなければならない。

《相互理解の努力》

5. 生産者と消費者とが提携を持続発展させるには相互の理解を深め、友情を厚くすることが肝要であり、そのためには双方のメンバーの各自が相接触する機会を多くしなければならない。

《自主的な配送》

6. 運搬については原則として第三者に依頼することなく、生産者グループまたは消費者グループの手によって消費者グループの拠点まで運ぶことが望ましい。

《会の民主的な運営》

7. 生産者、消費者ともそのグループ内においては、多数の者が少数のリーダーに依存しすぎることを戒め、できるだけ全員が責任を分担して民主的に運営するように努めなければならない。ただしメンバー個々の家庭事情をよく汲み取り、相互扶助的な配慮をすることが肝要である。

《学習活動の重視》

8. 生産者および消費者の各グループは、グループ内の学習活動を重視し、単に安全食糧を提供、獲得するためだけのものに終わらしめないことが肝要である。

《適正規模の保持》

9. グループの人数が多かったり、地域が広くては以上の各項の実行が困難なので、グループ作りには、地域の広さとメンバー数を適正にとどめて、グループ数を増やし互いに連携するのが、望ましい。

《理想に向かって漸進》

10. 生産者および消費者ともに、多くの場合、以上のような理想的な条件で発足することは困難であるので、現状は不十分な状態であっても、見込みある相手を選び発足後逐次相ともに前進向上するよう努力し続けることが肝要である。

④ 食育の推進

小学校5年生向けの副読本の配布や各学校に指導要領、教材等を配布し、小学校の総合学習の時間を活用した食育を推進することにより、子どもたちに地産地消や有機農業についての正しい理解の促進を図ります。さらに、中学生への食育に活用できる、中学2年生向けの食育プログラムを作成します。また、小学校入学前の幼児を対象にした料理教室、キッズキッチンプログラムを実施します。



食育モデル授業

⑤ さいさいきて屋に有機農業推進コーナーを設置

越智今治農協の協力を得てさいさいきて屋の施設内に「有機的生活」(有機農業推進コーナー)を設置し、生産者や消費者の疑問や質問にお答えしたり、さまざまなPR活動等を実施します。

⑥ 有機農産物の食べ方を教える料理教室の開催

有機農産物は、農薬の残留などの恐れがないため、農産物の葉や根、皮など作物全体を食べることが可能であり、また、食養生の観点からこうした一物全食^{*1}が薦められています。このためこうした有機農産物の特色を活かした料理教室の開催などを行い、有機農産物の食べ方の啓発に努めます。



キッズキッチンプログラム

⑦ 有機農業に反対する皆さんとの意見交換の実施

有機農業に反対、有機農業は認められないという市民の皆さんとの意見交換の実施に努めます。



今治版小学5年生向け食育副読本&指導要領

*1 一物全食 自然の豊富な恵みを万遍なく(何でも)、無駄にせず(一物全食)、大事に生かして(新鮮なうちに上手に調理して)、楽しく(心豊かに)いただくという身土不二の考え方です。

(2) 有機農業者と消費者の相互理解の増進

【基本目標】

市は、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業体験学習等の活動と連携して、地域の消費者や児童・生徒、都市住民等が地域の豊かな自然環境の下で営まれる有機農業に対する理解を深める取組の推進に努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農業者と消費者のコーディネート活動を行います。
- 2) 食育や農業体験学習の取組みを推進します。
- 3) 有機農業による市民農園を運営します。

【主要施策】

① 食育の推進

有機農業者と消費者の交流を促進する食育の取組みを行う有機農業者、消費者、関係団体等を支援します。

② 地産地消の推進

有機農業を中心とした地産地消の取組みを総合的に展開します。また、教育分野や福祉分野においてもこうした取組みの展開を図ります。

③ 農業体験学習の推進

小中学校が行う有機農業による学校農園の運営を支援するとともに、学校農園における有機JAS認証取得の取組みを応援します。

また、越智今治農協が実施する農業学校、saisaiKIDS 倶楽部の活動に協力を行います。



学校農園におけるアイガモ農法

④ 医食農の連携の推進

全国健康むら21ネットワークなどの活動に参画し、有機農業と安全な食と医療の連携による健康の増進のあり方について学びます。

⑤ 有機農業による市民農園の設置

消費者が農薬や化学肥料を使用しない有機農業を体験し、安全な食べ物を生産する苦労や充実感を味わっていただくために、有機農業による市民農園を設置します。

また、入園者に対し、農薬を使わない野菜作りのマニュアルを配布し、有機農業に対する理解の促進に努めます。



いまばり市民農園

⑥ 安全食糧推進事業の見直し

昭和63年より市農業委員会が実施している安全食糧講演会や安全な食べ物の生産と健康な生活をすゝめる会活動などの見直しを図り、より実効性の高い施策に改編します。

「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」

新しい今治市の「地域食料自給率」は低位にあり、市民の多くが外国食料に依存している実態は、今日の食料輸入大国のもつ不安と地域農業の困難さの縮図と言うべきである。WTO体制のもとで、食料自給率の低い我が国に対し、諸外国からの市場開放要求がますます強まる中、生産・輸送・貯蔵の過程で使用された農薬の残留、遺伝子組み換え作物、家畜伝染病、抗生物質などによる「食」に対する不信が高まっている。

このような状況のもとで「食料・農業・農村基本法」が制定され、食の安全・安心と食料自給率向上が緊急な課題となっていることにかんがみ、今治市は市民に安定して安全な食料を供給するため、農林水産業を市の基幹産業に位置づけ、地域の食料自給率の向上を図る。また、農林水産業の振興のため生産と経営に関する技術を再構築し、必要以上の農薬や化学肥料、抗生物質や家畜医薬品の使用を抑える。さらに、農産物については、有機質による土づくりを基本とした生産技術の普及を図り、水産物の安全確保にも留意することにより、より安全な食料の安定生産を積極的に推進する。同時に、広く消費者にも理解を深め、市民の健康を守る地産地消と食育の実践を強力に推し進める。

以上を踏まえ、ここに「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市」となることを宣言する。

平成17年12月20日 今治市議会

(3) 有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

【基本目標】

市は、有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進を図るため、慣行農業者に対して農業の自然循環機能を増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減することにより、生物多様性の保全に資する有機農業に対する理解を深める取組の推進に努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) 適正農業規範の遵守やドリフト防止についての取り組みを進めます。
- 2) 有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進に努めます。

【主要施策】

① 適正農業規範^{*1}の遵守

市は、慣行農業者に対し、農産物の生産段階において、病原微生物や汚染物質、異物混入等の危害を最小限に抑え、食品の安全性を確保することを目的として、農業生産の作業工程ごとに想定される危害要因とその対応策を実践する適正農業規範の遵守を求めます。

② PPP原則^{*2}の理解の促進

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）の改正により規定されたポジティブリスト制度の周知を図るとともに、慣行ほ場から有機ほ場への農薬等の飛散を防ぐドリフト防止策の徹底を図ります。また、慣行農業者が有機ほ場へ農薬等を飛散させないように汚染者負担原則（PPP原則）について理解の促進を図ります。

③ 慣行農業者への配慮

有機農業の推進に当たっては、地域の実情、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、画一的に進めることのないよう留意し、有機農業者と慣行農業者の相互理解の促進に努めます。

④ 有機農業の実施に係るトラブルの解決

有機農業を行うことで「有機ほ場が病害虫や雑草の発生源となる」といったいわれのない批判や中傷を受けたり、農薬ドリフトが生じた場合、有機農業の生産行程に異常が生じた場合、消費者からの苦情があった場合などに、その相談に応じるとともに仲裁や問題の解決について指導、助言を行います。

*1 適正農業規範 農産物の生産段階において、病原微生物や汚染物質、異物混入等の危害を最小限に抑え、食品の安全性を確保することを目的として、農業生産の作業工程ごとに想定される危害要因とその対応策を示す手引のこと。英訳の Good Agricultural Practice を略してGAPとも呼んでいます。

*2 PPP原則 Polluter-Pays Principle。公害防止のために必要な対策を取ったり、汚された環境を元に戻すための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方。

第6章 計画の推進に向けて

(1) 有機農業者その他の関係者の自主性の尊重

【基本目標】

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、専ら、有機農業を志向する農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、有機農業者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要です。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農業者等が行う土壌診断・土壌分析の支援を行います。
- 2) 田んぼの生きもの調査の実施を支援します。

【主要施策】

① 有機農業者等が行う土壌診断・土壌分析の支援

簡易土壌分析器D r. ソイルの貸し出しを行い、有機農業者等が行う土壌診断・土壌分析を支援します。また、実践農業講座等を通じて、土壌分析の方法や技術の習得を促します。

② 田んぼの生きもの調査の実施を支援

有機農業者等が行う田んぼの生きもの調査プロジェクトに対し、必要な資機材の無償貸与などの支援を行います。また、水路の生きもの調査や畑の生きもの調査についても調査方法の研究や支援の方法等について検討します。

③ 有機農産物のJ A S規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書の周知

有機農業を営む上で、原則に則った栽培では生産が困難な場合、国が定めた標題の書類をもとに、有機農業者自らが使用できる資材を評価するということが求められています。この判断基準及び手順書や評価済資材リストを周知することで、自主的な資材選定を促し、技術レベルの向上を図ります。

④ 有機畜産の推進

有機畜産に関する調査・研究の実施を行い、有機的な糞尿の確保や循環的活用を図るために、必要な支援策を検討します。



田んぼの生きもの調査

(2) 調査の実施

【基本目標】

市は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するための国や県が行う調査に協力します。

【重点プロジェクト】

- 1) 市は、有機農業の推進のため、独自の調査や研究の実施に努めます。
- 2) 国や県が行う有機農業の推進に資する調査に協力します。

【主要施策】

① 調査の実施

国や県が行う有機農業の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する取組事例、その他の有機農業の推進のために必要な調査に協力します。

② 有機農産物の価値を測る指標の検討

今治市は、有機農業が単に自然環境への負荷を低減させるだけの農法とは考えていません。有機農産物は、いわゆる本物の味がするとかミネラルなどの栄養素が豊富で、より健康に寄与する農産物であると考えています。このため、こうした点を科学的に立証できるよう有機農業学会等の協力を得ながら調査を行います。

③ 有機農業の評価指標の検討

経済至上主義における金銭での価値基準に基づく、生産性、効率性、合理性といった尺度に加え、生物多様性、自然循環機能、農業の持つ多面的機能、健康への貢献、食の安全、心の豊かさといった有機農業的な価値判断を科学的に行うことができる指標、いわゆる新しいモノサシの開発に努めます。



カブトエビ

(3) 有機農業の推進体制

【基本目標】

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間の団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要です。

このため、市は、有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政部局及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制を整備し、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努めます。

有機農業的な考え方に基づく農政、教育行政、福祉行政の推進など市全体の総合的な施策の推進に努めます。

【重点プロジェクト】

1) 今治市有機農業推進協議会において計画の実現を図ります。

【主要施策】

① 有機農業の推進体制の整備

有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間の団体等を始め、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政部局及び農業団体等で構成する有機農業推進協議会において、この計画の実現を図ります。

② 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

今治市食と農のまちづくり委員会が中心となって、有機農業推進協議会と市食料・農業振興協議会、市青年農業者協議会、いまばり農業者会議、その他の関係機関、団体等との協力体制を構築します。

③ 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

市は、有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報の提供、指導及び助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置するなどの所要の体制の整備に努めます。

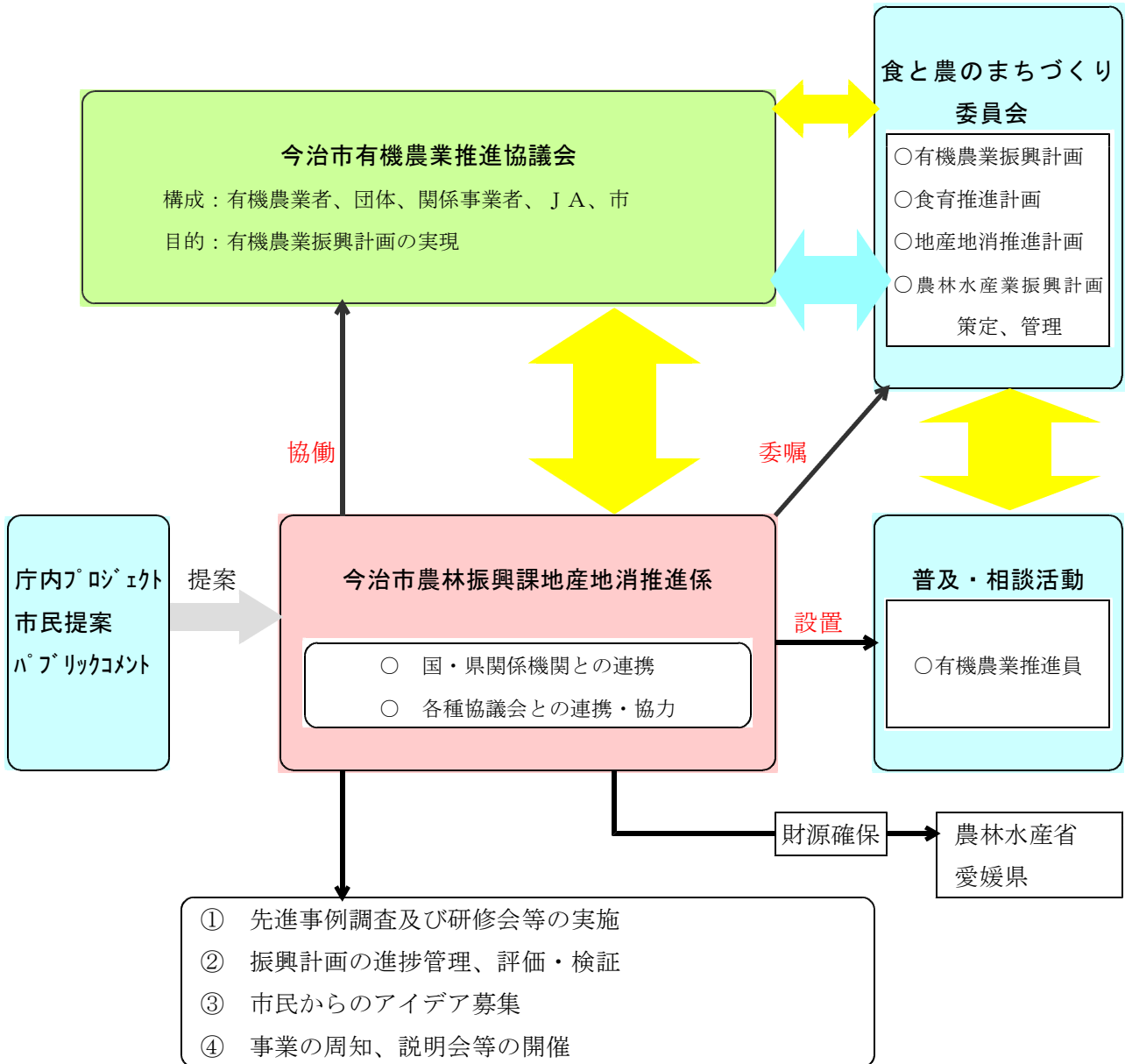
④ 国・県に対する施策の提言及び支援の要請

市は、有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、国・県と連携して、必要な指導及び助言を得られるよう働きかけるとともに、市及びJA等の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努めます。

⑤ 県が行う実証試験の活用

愛媛県が県農林水産研究所で行う有機栽培実証試験を活用し、地域への技術の普及を図ります。

◎今治市有機農業振興計画の推進体制



(4) 有機農業者等の意見の反映

【基本目標】

市は、有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、意見公募手続（パブリックコメント）の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換その他の方法により、有機農業者やその他の関係者及び消費者の意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努めます。

【重点プロジェクト】

- 1) この計画の推進に当たって、毎年定期的に有機農業者その他の関係者による意見交換会を開催します。
- 2) 有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策に反映させます。

【主要施策】

① 意見交換会の開催

有機農業の推進に農業者等の意見を反映させるため、毎年春と秋に定期的に意見交換会を開催します。

② 有機農業者等の技術に対するニーズの的確な把握並びに研究開発への反映

有機農業者及びこれから有機農業を行おうとする者の意見を聴いて、国や県の農業試験場等において試験研究を行って欲しい試験研究項目をとりまとめ、国や県に試験研究の実施を提案、要望します。

(5) 有機農業関連情報の提供等

【基本目標】

市は、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費の動向の把握に努め、その状況に応じた施策等の検討を行います。

市は、有機農業技術及び有機農産物の生産、流通、販売及び消費の情報の収集に努め、農業者、消費者及び関係者等への提供を行います。

【重点プロジェクト】

- 1) 有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報提供等必要な支援を行います。

【主要施策】

① 有機農業の推進活動に自主的に取り組む団体等への情報提供の実施

有機農業の推進のための活動に自主的に取り組む民間の団体等に対し、情報提供等必要な支援を行います。

② 情報の入手先の紹介

地域で有機農業を推進するために必要な情報の入手先を紹介します。

- 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/>
- (独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC) <http://www.famic.go.jp/>
- (一社)日本農林規格協会(JAS協会) <http://www.jasnet.or.jp/>
- NPO法人日本有機農業研究会 <http://www.joaa.net/>
- 日本有機農業学会 <http://www.yuki-gakkai.com/>
- NPO法人全国有機農業推進協議会 <http://www.zenyukyo.or.jp/>
- NPO法人有機農業参入促進協議会 <http://yuki-hajimeru.net/>
- 有機農業ポータルサイト「ゆうきひろがる」 <http://www.yuki-hirogaru.net/>
- NPO法人愛媛県有機農業研究会 <http://www12.ocn.ne.jp/~aiyuken/>
- 越智今治農業協同組合 <http://www.ja-ochiima.or.jp/>
- 今治立花農業協同組合 <http://www.islands.ne.jp/tachibana/ja/chisan/>
- 愛媛有機農産生活協同組合 <http://www.ehime-yuuki.sakura.ne.jp/>
- 今治市有機農業推進協議会 <http://imabari-yuki.jp>

③ 資料の入手先の紹介

地域で有機農業を推進するために必要な資料の入手先を紹介します。

- 有機農業の推進に関する法律 <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/pdf/d-1.pdf>
- 有機農業の推進に関する基本的な方針 <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/pdf/d-4.pdf>
- JAS法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO175.html>
- 有機農産物の日本農林規格 http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuki_nosan_120328.pdf
- 有機農産物の生産行程管理者の認定の技術的基準 http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/nousan-gijitu-120427.pdf
- 有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuki_nousan_kakou_qa2601.pdf

(6) 年度別の実施計画

実施内容	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
有機農業振興計画	○見直し				
有機農業推進協議会					
有機農業者の意見の反映	○意見交換○	○意見交換○	○意見交換○	○意見交換○	○意見交換○
有機農業支援センター				○設置	
環境保全型直接支払いの実施					
地産地消推進事業の実施					
有機農業推進事業の実施					
J Aの有機農業部会の設置		○設置			
実践農業講座の開催					
生産行程管理者講習会の開催	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
格付け担当者講習会の開催	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
就農相談の実施					
有機農業推進員の設置					
有機農業実証圃の設置					
遺伝子組み換え作物の栽培規制					
残留農薬、遺伝子組み換え検査					
流通販売業者との商談会の開催	○	○	○	○	○
インターネット市場の開設				○	
農協祭り等の交流事業に参加	○○	○○	○○	○○	○○
学校給食への働きかけ					
地産地消推進協力店の拡充					
地産地消推進応援団の拡充					
各種啓発活動					
「食」のメールの配信	2回	2回	2回	2回	2回
料理教室の開催		○	○	○	○
有機農業推進コーナーの設置					
学校有機農園の支援					
いまばり市民農園の設置					
各種調査の実施					
次期5カ年計画策定準備					

(7) 振興計画の見直し

この振興計画は、平成18年に有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定された計画を、平成28年度に第2期計画として見直したものです。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢が大きく変わることも十分に考えられます。

また、基本方針の変更や施策の推進状況等によっても、この推進計画の見直しが必要となる場合が考えられます。

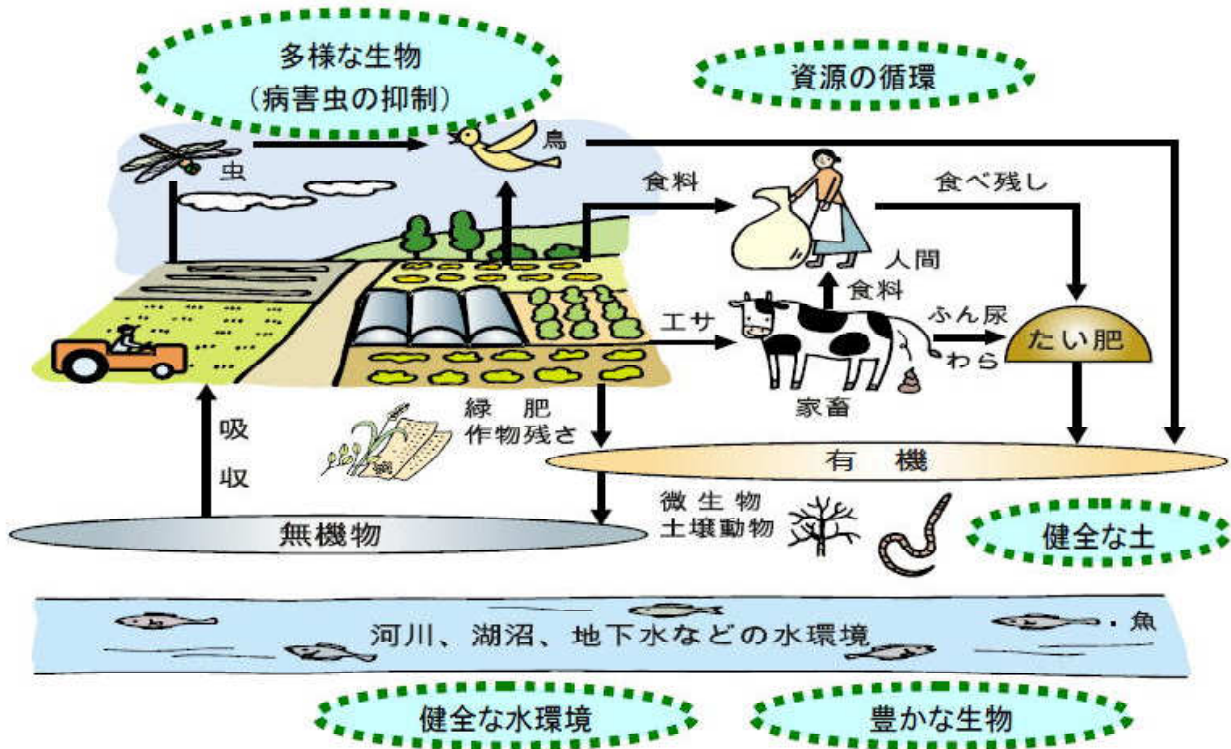
このため、この推進計画については、平成28年度からおおむね5年間を対象として定めますが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討します。

また、この推進計画をよりよいものにし、より実効性を高めていくために、いつでも市民の皆さまからの提案やご意見を受け付けています。

【意見の提出先】

今治市農林振興課地産地消推進係

電話0898-36-1542 fax 0898-32-5266 Email nourin@imabari-city.jp



有機農業による環境と調和の取れた農業生産（出展：農林水産省パンフレット）

【参考資料】今治市有機農業推進協議会規約

今治市有機農業推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は「今治市有機農業推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農産物を容易に入手できるよう、有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成し、有機農業の取組の面的拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 有機農業への参入促進を図るための相談体制の整備事業
- (2) 有機農業技術を習得するための実践研修の実施事業
- (3) 有機農産物の販路確保のための実需者とのマッチングの実施事業
- (4) 有機農業者の契約栽培の促進事業
- (5) 有機農産物流通販売フェアの開催事業
- (6) 消費者や児童・生徒等が有機農業に対する理解を深める取組への支援事業
- (7) 有機農業経営安定のための技術実証ほの設置事業
- (8) 有機種苗交換会開催に対する支援事業
- (9) その他有機農業の推進に関する事業

(構成員)

第4条 本会は本会の目的に賛同する有機農業者、有機農業団体、農業協同組合、今治市、流通・販売の関係者、実需者、学校関係者、消費者その他有機農業の推進に取り組む団体・個人をもって組織する。

(活動区域)

第5条 本会の活動区域は、愛媛県今治市とする。

(役員)

第6条 本会の運営を円滑にするために次の役員をおく。

- (1) 代表：1名 代表は本会を代表して事業計画、他会務を処理する。
- (2) 副代表：1名 副代表は代表に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。
- (3) 会計：1名 会計は本会の会計を処理する。
- (4) 監事：2名 監事は本会の業務及び会計について監査し、その結果を総会において報告する。

(選任)

第7条 代表、会計、監事は総会において構成員から選任する。

(総会)

第8条 総会は代表が召集し、本会の運営に関する重要な事項について審議決定する。審議決定は出席会員の2分の1以上の賛成による

- 2 総会は、毎年1回以上開催する。
- 3 総会の会議は、代表が議長となる。

(事務局)

第9条 事務局は、今治市農林振興課内に置く。

(事業費)

第10条 事業費は、補助金、負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第12条 この規約は総会の議決により改廃される。

(委任)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は代表が定める。

(附則) この約は、平成20年1月9日から施行する。

以上、有機農業総合支援対策事業体の設立のため、この規約を作成し、発起人が記名押印する。

平成20年1月9日

発起人 ㊟
住 所 愛媛県今治市〇〇町〇〇〇番地
発起人 ㊟
住 所 愛媛県今治市〇〇町〇〇〇番地

発起人 ㊟
住 所 愛媛県今治市〇〇町〇〇〇番地
発起人 ㊟
住 所 愛媛県今治市〇〇町〇〇〇番地

【参考資料】有機農業を推進する上で活用可能な国県事業一覧

支援内容	事項名	実施概要
い 有機農業の拡大に資するための支援	有機農業拡大支援事業 (産地)	有機農産物の安定供給力の強化、産地販売力の強化、育成力強化など産地の供給力を拡大するための支援
	有機農業拡大支援事業 (全国)	有機農業への参入・定着、有機農産物の理解促進、流通拡大など地域段階だけでは対応困難な取組を支援
ろ 環境保全型農業直接支払	環境保全型農業直接支払交付金	有機農業及び化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援
	水田活用直接支払交付金(産地交付金)	米の生産数量目標に従って、販売目的で生産する者に対し、有機農業の取組を支援
は 農業改良資金等の農業制度資金の貸付けによる支援	農業近代化資金融資費	農業近代化資金の利子補給
	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業	農業経営基盤強化資金(スーパーL)の利子補給
	農業改良資金特別会計	農業改良資金の融資
	農林漁業共同化資金融資費(県)	国の制度資金の対象にならない事業のうち、経営合理化に伴う施設の整備等に必要な資金の利子補給
に 融資残に対する支援	経営体育成支援事業	融資残に補助金を交付することによって、農業用機械、施設の導入を支援
ほ 有機農業に関する技術の実証及び習得の支援	環境に優しい農業生産活動推進事業(県)	有機農業者が新たな栽培技術を実証するための実証圃等の設置、栽培研修会の開催
	有機農業推進事業(県)	
	消費・安全対策交付金	有機農業に適用可能なIPM(総合的病害虫・雑草管理)防除技術の実証
へ 有機農業に関する技術の研究開発の促進	生産現場強化のための研究開発	有機農業を特徴づける客観的指標の開発と安定生産技術の開発
	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく推進
と 研究成果の普及の促進	コンソーシアムによる「強み」のある産地の形成	実需者、農業者、普及員等が形成するコンソーシアムが、新品種等の生産技術の確立・普及、知財活用に向けた産地化の取組を総合的に支援
	産地ブランド候補の発掘	新たに開発された品種・技術等の特性・有用性の分析評価・実証等の取組、関係者のコーディネーター等を支援
	コーディネーターの活動支援	連携促進に向けたコーディネーターへの技術研修会の開催や、希少な優良種苗の供給体制の構築に向けたマッチング等を支援
ち 農地集積・集約	農地中間管理機構	地域の担い手へ農地を集積・集約を促進

支援内容	事項名	実施概要
り 耕作放棄地の解消	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土づくり、再生農地への作物導入等の支援
ぬ 有害鳥獣被害防止対策の支援	鳥獣被害防止総合対策交付金	侵入防止柵、捕獲機材の導入等に対する支援
る 新規就農者に対する支援	青年就農給付金	研修中や農業開始時の所得を確保
	青年農業者等確保育成事業(県)	新規就農する有機農家に対する講座・研修等の実施
	新規就農者拡大支援事業(県)	共同利用のための農業用機械や施設の導入を助成
を 就農資金の貸付による支援	青年等就農資金	新規就農する際の施設整備・運転資金等の貸し付け等
わ 奨学金の助成	次代を担う若い農林漁業就業促進事業(県)	高校で奨学金を借り受け、卒業後農林漁業へ従事する者に対し、奨学金返還に必要な経費を助成
か 青年農業者の特色ある活動に対する支援	青年農林漁業者やる気サポート事業(県)	青年農業者が地域の実態に即して企画する特色ある活動（儲かる農業への取組、地域農業活性化への取組）に対する支援
よ 女性経営者育成支援	輝く女性農業経営者育成事業	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援
た 有機農業等の技術に対するニーズの的確な把握並びに研究開発への反映	環境に優しい農業生産活動推進事業(県)	愛媛県環境保全型農業推進会議等の開催を通じた農業者ニーズの把握及び研究開発等への反映
	有機農業推進事業(県)	有機農業実態調査、実証試験を行い、栽培技術の確立を図る
れ 消費者や実需者との情報の受発信の働きかけ	地産地消活動推進事業(県)	有機農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化の推進
そ 新商品開発・製造等への支援	6次産業化支援対策	農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援
つ 有機農産物の流通・販売面の支援	有機農産物価値理解促進対策	実需者に対する有機JAS認定農産物取扱促進のための講習会の開催、マッチングフェアの開催、生産者向け販売戦略に関する情報提供等の支援
	青果物流通システム高度化事業	青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システム導入実証を支援
ね 有機農業で生産される農産物の日本農林規格に基づく生産指導	環境に優しい農業生活活動推進事業(県)	パンフレット等によるPR活動の実施
	有機農業推進事業(県)	
な 有機農業で生産される農産物のJAS規格に基づく表示ルールの普及啓発	食品表示適正化推進事業(県)	消費者に対し、JAS法に基づく表示内容等をPR
ら 有機JAS認定取得支援	有機農産物生産行程管理記録作成支援事業	有機JAS認定取得に必要な生産行程管理記録等について、効率的かつ簡易に入力可能な記録システムの構築等を支援

支援内容	事項名	実施概要
む 有機農業で生産される農産物に関する情報提供	食品表示適正化推進事業(県)	食品の品質表示状況のモニター及び報告により、JAS法に基づく表示の状況を把握
	有機農業推進事業(県)	有機農業で生産される農産物の生産に関する情報提供
	食の安全・安心推進事業(県)	食の安全安心に対する情報提供
	えひめ食農教育推進事業(県)	有機農業で生産される農産物等の良さや特性を広く消費者へPR
う 食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、有機農業に対する理解を深める取り組みを推進	地産地消活動促進事業(県)	有機農業で生産される農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化の促進
	県民健康づくり運動推進事業(県)	食育の促進
	消費・安全対策交付金	
	日本の食魅力再発見・利用促進事業	学校給食における地元産農林水産物の利用拡大及び定着に向けて、安定的に生産・供給するモデル的な取組を支援
	都市農村共生・対流総合対策交付金	観光・教育福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図る
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	定住・交流促進活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援
都市農業機能発揮対策事業	都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進	
み 医福食農連携による取組を支援	医福食農連携推進環境整備事業	食と健康にかかる科学的知見の集積と環境整備及び具体的な食品等の提案につながる研究の深堀、地域の多様な事業体の連携による消費者への情報発信等の医福食農連携による取組を支援

【事業についての問合せ先】

農林水産省生産局農業環境対策課 (03-6744-2114)

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課 (089-912-2565)

今治市農水港湾部農林振興課 (0898-36-1542)

【参考資料】農林水産省平成28年度予算概算要求（有機農業関係）

【日本型直接支払】

○環境保全型農業直接支払交付金

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

*環境保全型農業直接支払交付金は、日本型直接支払の一施策として位置づけられています。平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施しています。

<背景／課題>

- ・農業は、食料その他の農産物の供給の機能以外に、国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動を支援することにより、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにしていく必要があります。

（政策目標）

- 自然環境の保全に資する農業生産活動の普及
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率を30年度までに50%以上とする

<主な内容>

1 環境保全型農業直接支払交付金 2,519百万円

農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〈対象となる営農活動及び交付単価〉

緑肥の作付け	: 8,000円/10a
堆肥の施用	: 4,400円/10a
有機農業の取組	: 8,000円/10a
（うち、そば等雑穀、飼料作物）	: 3,000円/10a
地域特認取組（注）	: 8,000円/10a

（注）地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

* 同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合には各取組に対して支援します。

（補助率：定額 事業実施主体：農業者の組織する団体等）

2 環境保全型農業直接支払推進交付金 132百万円

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を支援します。

（補助率：定額 事業実施主体：地方公共団体）

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算要求額 2,651(2,609)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,519(2,470)百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

◎ 単価表

- ・自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援
- ・同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に対して支援

全国共通取組		地域特認取組の例	
対象取組	交付単価	対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a	IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
堆肥の施用	4,400円/10a		
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	冬期湛水管理※3	8,000円/10a

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2：対象作物や交付単価は道県により異なる

※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 132(139)百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

【参考資料】農林水産省平成28年度予算概算要求（有機農業関係）

○オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（79百万円）

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

（政策目標）

市町村段階における有機農業の推進体制の整備率を30年度までに50%以上とする。

＜主な内容＞

（1） 全国推進事業

オーガニック・エコ農産物の生産・需要情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）を結び付けるポータルサイトを構築するとともに、ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置を支援します。

また、有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会やシンポジウムの開催など、実需者や消費者向けのオーガニック・エコ農産物に関する理解増進のための活動を支援するとともに、オーガニック・エコ農業への就農・転換を促すための先進事例の調査・分析、研修会の開催など参入・定着の取組を支援します。

（2） 地区推進事業



オーガニック・エコ農産物の生産供給拠点の構築に向け、地域におけるオーガニック・エコ農業に関する安定供給力、産地販売力及び産地育成力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額、事業実施主体：民間団体等）

オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業(新規)

平成28年度予算額 79(一)百万円

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

全国推進事業 補助率：定額 事業実施主体：民間団体等		
<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">生産・実需情報の共有基盤の構築・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・実需情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者を結び付けるポータルサイトの構築 ・ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置 <div style="text-align: right; font-size: x-small;">等</div> 	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">生産・実需・消費の連携による価値共創・理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者と実需者が実際に顔を合わせ、信頼の向上を図りつつマッチングを行うフェアの実施 ・生産者と消費者の交流会やシンポジウムの開催 ・実需者向けの有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催 <div style="text-align: right; font-size: x-small;">等</div> 	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規就農・転換者の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーガニック・エコ農業への就農・転換を促すための先進事例の調査・分析や研修会の開催 <div style="text-align: right; font-size: x-small;">等</div> 
地区推進事業 補助率：定額 事業実施主体：民間団体等		
<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">オーガニック・エコ農産物の地域の生産供給拠点の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定供給力強化 栽培技術の実証、オーガニック栽培技術講習会の開催 ・産地販売力強化 オーガニック・エコ農産物のブランド化の取組、消費者・実需者等との現地交流会の開催 ・産地育成力強化 オーガニック・エコ農業への就農・転換希望者の現地説明会、有機JAS取得のための講習会開催 <div style="text-align: right; font-size: x-small;">等</div> 		

【参考資料】新規就農・経営継承対策の全体像

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就業	独立・自営就農	
<p>所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保</p>	<p>青年就農給付金(準備型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、年間150万円を最長2年間給付 <p>○研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還</p> <p>○研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還</p>	<p>法人正職員として最低賃金以上を確保</p>	<p>青年就農給付金(経営開始型)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人・農地プランに位置づけられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の認定新規就農者等*について、年間最大150万円を最長5年間給付 <p>○市が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り</p>	<p>農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)
<p>技術・経営力の習得</p>	<p>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</p>	<p>法人側に対して農の雇用事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は最大60万円) 	<p>*親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象</p> <p>*農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還</p> <p>*平成27年度の新規給付対象者から、前年の所得に応じて給付金額を変動</p>	<p>トッププロを目指す経営者育成のための助成</p>
<p>機械・施設の導入 経営の複合化、多角化等に必要なものを含む</p>			<p>青年等就農資金(無利子)</p> <p>経営体育成支援事業</p>	<p>スーパーL資金</p>
<p>農地の確保 就農相談等</p>	<p>就農しようとする市とよく相談し、人・農地プランに位置づけてもらい、</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地利用の目処をつける 法人正職員としての就業の内定をもらうなどの事前準備を支援 		<p>農地中間管理機構による支援 地域連携推進員による指導</p>	

【参考資料】有機農業の推進に関する法律

○有機農業の推進に関する法律(平成18年12月15日 法律第112号)第165回臨時国会

(目的)

第1条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本理念)

第3条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者(以下「有機農業者」という。)その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第5条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第6条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第7条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(次項において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(有機農業者等の支援)

第8条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第9条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第10条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第11条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第12条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第13条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第14条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第15条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

【参考資料】今治市食と農のまちづくり条例

○今治市食と農のまちづくり条例（平成18年9月29日 条例第59号）

目 次

前 文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 食の安全性の確保と安定供給体制の確立(第4条—第19条)

第3章 地域農林水産業の振興(第20条—第24条)

第4章 食と農のまちづくりへの参画(第25条—第27条)

第5章 その他(第28条—第34条)

附 則

合併前の旧今治市は、昭和63年3月に「食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言」を決議し、安全な食べ物の生産と健康な生活の推進に努めてきた。市町村合併により新しい今治市が誕生し、再び「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」が決議された今、私たちは、新しい宣言の実行を決意し、地域資源の活用と市民の健康を守る地産地消、食の安全、環境保全を基本とした食と農のまちづくり及びそのための食育の実践を強力に推し進めることを目標にこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食と農林水産業を基軸としたまちづくり(以下「食と農のまちづくり」という。)についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、農林水産業者及び食品関連事業者等の役割を明らかにし、基本的な施策を定めることにより、市民が主体的に参画し、協働して取り組むまちづくりの推進を図り、豊かで住みよい、環境の保全に配慮した持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食料、食材、料理、飲食等の広範な食をいう。
- (2) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は飲食の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (3) 地産地消 地域資源の活用と流通過程のロスの低減を目指し、市内で生産された安全な食料を市内で食することをいう。
- (4) 有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、かつ、組換え DNA 技術を利用しないで、農地の生産力を発揮させるとともに農業生産による環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を用いた農業をいう。
- (5) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。

- (6) 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等である作物その他の栽培される植物をいう。

(基本理念)

第3条 食と農のまちづくりは、地域の食文化と伝統を重んじ、地域資源を活かした地産地消を推進することにより、食料自給率の向上と、安全で安定的な食料供給体制の確立を図るものでなければならない。

2 食と農のまちづくりは、食を活用することにより、市の産業全体が発展し、食と農林水産業の重要性が市民に理解され、家庭及び地域において食育が実践されるように行われなければならない。

3 農林水産業は、農地、森林、漁場、水その他の資源と担い手が確保されるとともに、生態系に配慮した自然循環機能が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

4 農山漁村は、多面的機能を活用した生産、生活及び交流の場として調和が図られなければならない。

第2章 食の安全性の確保と安定供給体制の確立

(基本的な施策の指針)

第4条 市は、食と農のまちづくりに関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市長は、食と農のまちづくりに関する施策を効果的に行うため、基本計画を定めなければならない。

(食の安全性の確保等)

第5条 市長は、市民が安心して食生活を営むことができるように食の安全性の確保を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく、品質、生産の方法及び流通の方法に関する認証制度並びに愛媛県特別栽培農産物等認証制度の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(啓発及び情報の提供)

第6条 市長は、食と農のまちづくりの啓発活動を行い、市民及び食品関連事業者等の意識の向上を図るものとする。

2 市長は、食と農のまちづくりの実施及び評価に関する情報を市民に公表するものとする。

(地産地消の推進)

第7条 市は、農林水産業者及びその関連する団体等(以下「農林水産業者等」という。)による安全な食料の生産の拡大及び食品関連事業者等による安全な食品の製造、加工、流通及び販売の促進並びに市内の安全な食の消費の拡大を図るため、地産地消の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、学校給食の食材に安全で良質な有機農産物(有機農業によって生産された農産物をいう。以下同じ。)の使用割合を高めるよう努めるとともに、安全な今治産の農林水産物を使用し、地産地消の推進に努めるものとする。

3 市は、学校給食の食材に遺伝子組換え作物及びこれを用いて生産された加工食品を使用しないものとする。

(食育の推進)

第8条 市は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を実践することを推奨するものとする。

- 2 市は、食と農のまちづくりの持続的な発展を目指し、将来のまちづくりの担い手を育成するため、生涯食育推進の施策を講ずるものとする。
- 3 教育及び保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務に従事する者並びにこれらの教育等に関する関係機関及び団体は、基本理念にのっとり、積極的に食育を行うよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(有機農業等の推進)

第9条 市は、基本理念にのっとり安全な食料の生産を促進するため、有機農業及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を推進する。

- 2 市は、有機農産物及び持続性の高い農業生産方式によって生産される農産物の生産の振興及び消費の拡大を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(遺伝子組換え作物の栽培許可)

第10条 市内における遺伝子組換え作物の栽培状況を把握し、遺伝子組換え作物と有機農産物又は一般の農産物の混入、交雑等を防止するとともに、交雑を受けた農産物が種苗法(平成10年法律第83号)による権利侵害に係る混乱を防止するため、市内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者は、あらかじめ、市長の定める事項を記載又は添付して市長に栽培の申請をし、許可を得なければならない。

- 2 前項の規定は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第2条第6項に規定する第2種使用等であるものについては、適用しない。
- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合は、第28条第1項に規定する今治市食と農のまちづくり委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第11条 市長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を行ってはならない。

- (1) 当該申請に係る混入交雑防止措置、自然界への落下及び飛散を防止する措置が適正でない認められるとき。
- (2) 許可の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)が申請通りの措置を的確に実施するに足りる人員、財務基盤その他の能力を有していないと認められるとき。
- (3) 申請者が、第15条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、取消しの原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。
- (4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。ただし、2年を経過した者であっても、違反の原因究明、違法状態の是正及び再発防止策の有効性が認められない者も同様とする。
- (5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

(6) 遺伝子組換え作物の交雑の防止に関し、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に規定される主務大臣の承認を受けていないとき。

2 前条の許可を行う栽培期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(説明会の開催)

第12条 申請者は、申請前に、当該申請に係る内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催しようとする者は、その責めに帰すことができない事由で説明会が開催できない場合は、市長が指定する方法に従って周知を図るとともに、市長が定める者の意見を聴かなければならない。

(許可者の遵守事項)

第13条 第10条第1項の許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ほ場又は栽培しようとする施設(以下「ほ場等」という。)ごとに栽培を適正に管理する責任者を配置すること。

(2) 当該許可に係る混入交雑防止措置を適正に行うこと。

(3) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を3年間保管すること。

(4) 許可を受けた栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の作物又はその他の作物との交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、栽培が終了した後、遅滞なく、市長に報告すること。

(5) 混入若しくは交雑が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は混入若しくは交雑を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告し、その指示に従うこと。

(6) 遺伝子組換え作物の栽培を開始し、栽培を休止し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を市長に届け出ること。

(許可事項の変更)

第14条 許可者が、その許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長に申請し、変更の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更の場合は、届け出により変更の許可に代えることができる。

2 第10条第3項及び第4項の規定は、変更の許可に準用する。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、許可の内容を変更し、許可の条件を変更し、又は新たな許可の条件を付することができる。

(1) 第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第13条の遵守事項その他この条例の規定又は許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、第10条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。

(4) 第10条第1項若しくは前条第1項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って栽培がなされるとした場合においても、なお遺伝子組換え作物の混入又は交雑を防止することができないと認められたとき。

(勧告及び命令)

第16条 市長は、許可者及び遺伝子組換え作物を取り扱う食品関連事業者等に対し、当該取扱いに際し、遺伝子組換え作物が、混入し、交雑し、又は自然界に落下若しくは飛散し、自生する等遺伝子組換え作物以外の作物に影響等を及ぼさないよう必要な勧告を行うことができる。

2 市長は、許可者又は食品関連事業者等が、前項に規定する勧告に従わないときは、許可者若しくは食品関連事業者等名を公表し、又は勧告に従うよう必要な命令を行うことができる。

(報告徴収等)

第17条 市長は、許可者に対して報告を求め、又はその職員にほ場等に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたと解釈してはならない。

(手数料)

第18条 第10条第1項又は第14条第1項の許可を受けようとする者は、申請手数料を納めなければならない。

2 前項の申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可 1件につき216,400円

(2) 変更の許可 1件につき175,200円

(情報の申出)

第19条 市民は、遺伝子組換え作物の混入若しくは交雑、落下、飛散若しくは自生が生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、市長に適切な対応をするよう申し出るものとする。

第3章 地域農林水産業の振興

(地域農林水産業の振興)

第20条 市は、基本理念にのっとり、安全な食を生産するための施策、地域農水産業の振興のための施策、良質な木材の生産、水資源の確保、森林の持つ多面的機能の発揮のための地域林業の振興の施策及び森林整備のための施策を推進するものとする。

(地域食料自給率の向上)

第21条 市は、基本理念にのっとり、地産地消及び食育を推進し、地域における農林水産業を振興し、安全な食の生産の拡大を行うことにより可能な限り地域における食料自給率の向上を図らなければならない。

(農林水産業に関する団体への支援)

第22条 市は、農林水産業に関する団体が基本理念の実現に参画することができるように、その組織の効率化の支援その他団体の健全な発展を図るために必要な支援を行うことができるものとする。

(担い手の育成、確保等)

第23条 市は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条の2第1項に規定する認定農業者及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項に規定する認定農業者をいう。)その他農林水産業経営に意欲のある者が農林水産業の中心的役割を担うような構造を確立するため、農林水産業者が誇りを持って農林水産業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の農林水産業経営に意欲のある者に加え、安全な食べ物を生産しようとする者を農林水産業の担い手として位置づけ、基本理念の達成のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、社会の変化に対応できる多様な農林水産業の担い手の育成及び確保を図るための施策を講ずるものとする。

(振興施策)

第24条 市は、農林水産業の振興のため次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の安定
- (2) 流通の活性化
- (3) 食品関連産業の振興
- (4) 農地の確保等
- (5) 自然循環機能の維持増進等
- (6) 良好な定住及び交流の場の形成
- (7) 中山間地域等への支援

第4章 食と農のまちづくりへの参画

(市民等の参画)

第25条 市民は、食と農のまちづくりを目指すまちの住民であることを認識し、食と農のまちづくりへの積極的な参画に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

- 2 農林水産業者等は、自らが安全な食の供給者であり、食と農のまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。
- 3 食品関連事業者等は、食と農のまちづくりを目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、地域で生産された食料を使用するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(意見の提案)

第26条 市民は、市に対して、食と農のまちづくりに関する意見を述べるができるものとする。

(推進体制)

第27条 市長は、食と農のまちづくりを推進するため、市の体制を整備するものとする。

第5章 その他

(食と農のまちづくり委員会)

第28条 食と農のまちづくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議し、施策の円滑な実施を図るため、今治市食と農のまちづくり委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 農林水産業者
 - (2) 消費者
 - (3) 食品関連事業者
 - (4) 関係機関及び団体の役職員
 - (5) 学識経験者

- 3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、市長の諮問に応じ調査審議し、食と農のまちづくりに関し市長に意見を述べるほか、食と農のまちづくりの施策の実施主体となることができるものとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(施策の検証と評価)

第29条 市長は、社会経済情勢の変化、財政状況等に照らして、食と農のまちづくりが市民にとって真に価値あるものとして実行されているかの評価を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を検証し、食と農のまちづくりの全体の調整を行うものとする。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の許可を受けずに遺伝子組換え作物を栽培した者
- (2) 虚偽の申請をして第10条第1項の許可を受け、遺伝子組換え作物を栽培した者
- (3) 第14条第1項の許可を受けずに許可の内容を変更した者
- (4) 虚偽の申請をして第14条第1項の変更の許可を受けた者

第31条 第14条第1項ただし書きの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第4号又は第5号の規定による報告をしなかった者
- (2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第17条までの規定並びに第30条から第33条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行後、前項ただし書きの日以前においてもその許可の申請を行うことができる。
- 3 この条例の施行前に実施している遺伝子組換え作物の栽培については、平成19年9月30日までの間、この条例の規定は適用しない。
- 4 前項の遺伝子組換え作物の栽培を実施している者は、平成19年9月30日までに市長に届け出ることにより、第10条第1項の許可を受けたものとみなす。

今治市有機農業振興計画（第2期）

平成28年 月

発行 今治市

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

（電話番号0898-36-1542 fax番号0898-32-5266）

今治市農水港湾部農林振興課

E-mail nourin@imabari-city.jp

（無断転載・複製を禁じます。）